

官報  
號外

平成十三年三月二十二日

○第一百五十一回  
國會衆議院會議錄 第十五號

甲辰年正月廿二日

謝事白程 第七号

午後一時開議

住宅金融公庫法等の

第一　住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（内閣提出）  
第三　高齢者の居住の安定確保に関する法律案（内閣提出）  
放送法第三十七条规定に基づき、改訂の上、施行する。

#### 第四 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職

正する法律案(山元勉君外四名提出)

員定数の標準に関する法律等の一部を改

## 第六 犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正

## 第七 宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣)

## 第八 沖縄振興開発特別措置法の一部を改正す

卷之三

## 日程第一 住宅金融公庫法等の一部を改正する

## 日程第一 高齢者の居住の安定確保に関する法律案(内閣提出)

平成十二年三月二十一日 衆議院会議録第十五号

## 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案外一案

○議長(綿貫民輔君) 午後一時四分開議

## 田程第一住金金融公庫法等の一報を志正する法律案(内閣提出)

第三に、住宅金融公庫が承認した貸し付けに係る保険関係にあっては、住宅融資保険のてん補率を百分の九十から百分の百に引き上げるものとす  
ること  
であります。

本案は、去る三月九日本委員会に付託され、同日扇国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、同月十四日から質疑に入りました。質疑におきましては、住宅金融公庫と民間金融機関のあり方及び返済困難者への対応等について議論が行われ、同月十六日質疑を終了し、討論・採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決

○議長（新垣辰輔君）　日程第一、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案、日程第二、高齢者の居住の安定確保に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。  
委員長の報告を求めます。国土交通委員長赤松正雄君。

次に、高齢者の居住の安定確保に関する法律案について申し上げます。

本案は、我が国における急速な高齢化の進展に  
対応して、主として賃貸住宅に入居する高齢者の  
居住の安定の確保を図るための措置を講じようと  
するものであります。

第一に、高齢者の入居を受け入れることとしている高齢者円滑入居賃貸住宅の登録制度を設け、当該住宅に入居する高齢者の家賃に係る債務保証制度を設けるものとすること、

○赤松正雄君登壇) 〔赤松正雄君登壇〕  
赤松正雄君 大だいま議題となりました両法律  
案につきまして、国土交通委員会における審査の  
経過及び結果を御報告申し上げます。  
まず、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律  
案について申し上げます。  
本案は、住宅金融公庫の行う融資制度及び住宅  
融資保険制度について所要の措置を講じようとす  
るものであります。  
その主な内容は、

## 第二に、良好な居住

第一に、住宅市街地における土地の合理的かつ健全な利用に寄与する建築物の建てかえに係る高齢者に対する賃貸金については、死亡時に一括償還をする方法によることができるものとするこ

第二に、特別割り増し貸付制度の適用期限を平成十八年三月三十一日まで延長するものとする二

平成十三年三月二十二日 衆議院会議録第十五号  
る質借人が死亡したときに終了する旨を定めることがで  
きる終身建物質貸借制度を設けるものとす  
ること。

第四に、加齢対応構造等にするために高齢者がみずから居住する住宅について行う改良に係る住宅金融公庫の貸付金については、死亡時に一括償還をする方法によることができるものとし、当該貸し付け等に係る債務保証制度を設けるものとすること

○議長(綿貫民輔君)　日程第三、放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件

○議長(綿貫民輔君)　日程第三、放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件を議論する。この問題は、本会議の開催に際して、委員長報告のとおり可決いたしました。

委員長の報告を求めます。総務委員長御法川英吉。

施、新しい放送技術の研究開発の推進等を図ることとしております。また、本件には、「これらの収支予算等について、『適當なものと認める。』との総務大臣の意見が付されております。

本件は、三月七日本委員会に付託され、去る十六日片山総務大臣から提案理由の説明を、海老沢日本放送協会会長から補足説明をそれぞれ聽取した後、質疑を行い、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決しました。

なお、本件に対し附帯決議を付することに決し

○高市早苗君　ただいま議題となりました両案につきまして、文部科学委員会における審査の経過を(山元勉君外四名提出)及び同報告書(内閣提出及び同報告書)の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)

本案は、去る三月九日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託され、顧国土交通大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。同月十四日質疑に入り、住宅部局と

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件及び同報告書

○議長（鶴賀民輔君）　採決いたしました。  
以上、御報告申し上げます。（拍手）

及び結果を御報告申し上げます。  
まず、山元勉君外四名提出の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案の一部ニ文ニシテ上記要つて申上げま

福祉部局との連携の必要性及び終身建物賃貸借制度、死亡時一括償還融資制度の運用上の留意点等について議論が行われ、同月十六日に質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案にも、特殊法人等への事務事業の委託等については真に必要なものに限定すること等を内容とする附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○御法川英文君登壇  
　ただいま議題となりました放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。  
　本件は、日本放送協会の平成十三年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。

○議長(鶴賀民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

等の一部を改正する方針案について申し述べる。す。

本案は、公立の小中学校等の教育環境の整備充実を図るために、学級編制の標準を引き下げるにより児童または生徒に対するきめ細かな指導を実現するとともに、教職員定数の標準を改善する等の改正を行おうとするもので、その主な内容は、

第一に、公立の小中学校等の学級編制の標準を四十人から三十人に引き下げる。

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。  
まず、日程第一につき採決いたします。  
本案の委員長の報告は可決であります。本案を  
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を  
求めます。

まず、収支予算の概要について申し上げます。受信料の額は、前年度どおりとしております。一般勘定事業収支につきましては、受信料等の事業収入は六千六百三十億円、国内放送費等の事業支出は六千五百一億円となっており、事業収支差金百二十七億円は、全額を債務償還等に使用す

○議長(綿貫民輔君) 日程第四、山元勉君外四名提出  
提出、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部  
を改正する法律案(内閣提出)  
日程第五、公立義務教育諸学校の学級編制及  
び教職員定数の標準に関する法律等の一部  
を改正する法律案(内閣提出)

第二に、都道府県教育委員会は、必要があると認める場合には、公立義務教育諸学校に係る学級編制の基準の設定及び公立高等学校に係る学級編制を彈力的に行うことができる。

第三に、公立高等学校等の学級編制の標準を全日制課程三十人、定時制課程二十人及び本校の生

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よつて、本案は  
委員長報告のとおり可決いたしました。  
〔賛成者起立〕  
次に、日程第二につき採決いたします。  
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ある  
ませんか。

一般勘定資本収支につきましては、收入、支出とも千十三億円となつております。放送設備の整備等の建設費に七百七十七億円を計上しております。次に、事業計画について、主なものを申し上げますと、障害者や高齢者に向けた放送サービスのこととしております。

定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案、日程第五、内閣提出、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長高田

徒の収容定員を二百四十人以上から百八十人以下に引き下げるのこと、

第四に、公立学校に高齢者再任用制度による短時間勤務職員を教職員定数に換算して任用できるること

としております。

○議長（綿貫民輔君）　御異議なしと認めます。

充実、衛星デジタルハイビジョン放送の普及促進、デジタル放送の特性を生かしたサービスの実現

美促早苗君。

次に、内閣提出の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を

<p style="text-align: center;">官 報 (号)</p>	
<p>改正する法律案について申し上げます。</p> <p>本案は、公立の小中学校等の教職員の配置の適正化を図るため、これらの学校の教職員定数の標準を改める等の改正を行おうとするもので、その主な内容は、</p> <p>第一に、都道府県教育委員会は、特に必要があると認める場合には、公立義務教育諸学校に係る学級編制の基準の設定及び公立高等学校に係る学級編制を弾力的に行うことができるること、</p> <p>第二に、公立の小中学校等について、学級とは異なる学習集団により少人数指導が行われる場合には、教職員の数を加算することができるること、</p> <p>第三に、公立高等学校の教職員定数の算定基礎を学級数から収容定員に改めるとともに、少人数指導等を行う教諭等の数を改善すること、</p> <p>第四に、公立学校に再任用短時間勤務職員及び公立義務教育諸学校等に非常勤講師を置く場合には、教職員定数を換算して任用することができるとしております。</p> <p>山元勉君外四名提出の法律案は三月六日、内閣提出の法律案は二月九日にそれぞれ提出され、去る八日の本会議において両案について趣旨説明を聴取した後、質疑を行い、同日本委員会に付託されました。</p> <p>本委員会におきましては、去る九日町村文部科学大臣及び提出者山元勉君からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、両案を一括して質疑を行ない、去る十四日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を重ねてまいりました。</p> <p>かくて、去る十六日質疑終局後、山元勉君外四名提出の法律案に対して、国際法第五十七条の三の規定に基づき、内閣の意見を聴取いたしましたところ、町村文部科学大臣より、政府としては反対である旨の意見が述べられました。</p> <p>次いで、討論の後、採決の結果、山元勉君外四名提出の法律案は賛成少数をもって否決され、内閣提出の法律案は賛成多数をもって原案のとおり</p>	
<p>可決すべきものと議決した次第であります。</p> <p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p>	
<p>○議長(総賀民輔君) これより採決に入ります。</p>	
<p>まず、日程第四、山元勉君外四名提出、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準について採決いたします。</p>	
<p>本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。</p>	
<p>本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。</p>	
<p>[賛成者起立]</p>	
<p>○議長(総賀民輔君) 起立少数。よって、本案は否決されました。</p>	
<p>次に、日程第五、内閣提出、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案につき採決いたしました。</p>	
<p>本案の委員長の報告は可決であります。本案を否決されました。</p>	
<p>○議長(総賀民輔君) 委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。</p>	
<p>○議長(総賀民輔君) 両案を一括して採決いたしました。</p>	
<p>○議長(総賀民輔君) 両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。</p>	
<p>○議長(総賀民輔君) 「異議なし」と呼ぶ者あり</p>	
<p>○議長(総賀民輔君) よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。</p>	
<p>本案は、人の生命または身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族または重傷病を負いもしくは障害が残った被害者が受けた心身の被害の早期の軽減に資するため、犯罪被害者等給付金として、新たに重傷病給付金を支給することとともに、障害給付金の支給対象となる障害の範囲を拡大するための規定等を整備するほか、警察本部長等がこれらの者に対してとるべき援助の措置及び当該被害の早期の軽減に資する事業を行う犯罪被害者等早期援助団体の指定等に</p>	
<p>本案の委員長の報告は可決であります。本案を否決されました。</p>	
<p>○議長(総賀民輔君) 委員長報告のとおり可決いたしました。</p>	
<p>○議長(総賀民輔君) 両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。</p>	
<p>○議長(総賀民輔君) 「異議なし」と呼ぶ者あり</p>	
<p>○議長(総賀民輔君) よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。</p>	
<p>○議長(総賀民輔君) 本案は、去る三月十四日本委員会に付託され、翌十五日伊吹国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取し、翌十六日及び昨二十一日の両日</p>	
<p>本案は、去る三月十四日本委員会に付託され、翌十五日伊吹国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取し、翌十六日及び昨二十一日の両日</p>	
<p>本案は、去る三月十九日本委員会に付託され、</p>	
<p>本案は、去る三月十九日本院に提出され、三月十</p>	
<p>本案は、去る二月九日本院に提出され、三月十</p>	
<p>○議長(総賀民輔君) 本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>○議長(総賀民輔君) 本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>○議長(総賀民輔君) 本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>○議長(総賀民輔君) 本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>○議長(総賀民輔君) 本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>○議長(総賀民輔君) 本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>○議長(総賀民輔君) 本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>○議長(総賀民輔君) 本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>○議長(総賀民輔君) 本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>○議長(総賀民輔君) 本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>○議長(総賀民輔君) 本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>○議長(総賀民輔君) 本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>○議長(総賀民輔君) 本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>○議長(総賀民輔君) 本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>○議長(総賀民輔君) 本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	
<p>本案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后</p>	

## (外) 報 告 (号)

本委員会におきましては、昨二十一日橋本沖縄及び北方対策担当大臣から提案理由の説明を聴取した後、直ちに質疑を行い、質疑終局の後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。  
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○小此木八郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。  
災害対策特別委員長提出、地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(綿貫民輔君) 小此木八郎君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

## 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法

○議長(綿貫民輔君) 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。災害対策特別委員長赤羽一嘉君。

## 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

〔本号末尾に掲載〕

○赤羽一嘉君 ただいま議題となりました地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

六千四百有余名のとうとい犠牲を出し、未曾有の大災害をもたらした阪神・淡路大震災発生より、六年の月日が経過をいたしました。あの大震災で、御家族を亡くされ、自宅が崩壊し、職場を失うことにより、人生の大転換を余儀なくされた被災者にとって、幾ら月日が経過しても、決して消し去ることのできない大きな傷跡が残っております。あの悲劇を繰り返さぬよう、日本各地の防災体制を整えることによってその被害をできるだけ食いとめたいとの教訓から、地震防災対策特別措置法は、平成七年六月、災害対策特別委員会提出による法律として制定されたのであります。

本法は、地震による災害から国民の生命、身体の確保に資することを目的としておりります。そのため、地震防災緊急事業五箇年計画の作成及び財産を保護し、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的としております。そのため、地震防災緊急事業五箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めております。

本法は、この地震防災対策特別措置法に基づく各都道府県の地震防災緊急事業五箇年計画の実施状況が、昨今の厳しい財政事情等によりその進捗率が低い状況にある一方、鳥取県西部地震を初めとする現下の頻発する国内外の地震災害の発生状況をかんがみ、国民の生命、身体及び財産を震災から守るために、地震防災緊急事業に係る国の負担または補助の特例等の措置を平成十八年三月三十日までとするとともに、その他所要の規定の整備を行おうとするものであります。

この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、本法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

本案は、本日の災害対策特別委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決しました。

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

○議長(綿貫民輔君) 御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

以上が、本法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

また、現行制度においては、加入者数に対する受給者数の割合が高まり、今後、受給者を支える加入者の負担が著しく大きくなることが見通されています。

このような最近の農業を取り巻く情勢の変化、年金財政の現状に対応して、農業者年金制度を農業者の確保に資するものに改めるとともに、現行制度の受給者等に係る年金給付について適正化措置を講じた上で、その費用を国庫で負担する等の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

何とぞ速やかに御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。(拍手)

内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決しました。

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

○議長(綿貫民輔君) 御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

以上が、本法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

また、現行制度においては、加入者数に対する受給者数の割合が高まり、今後、受給者を支える加入者の負担が著しく大きくなることが見通されています。

このように最近の農業を取り巻く情勢の変化、年金財政の現状に対応して、農業者年金制度を農業者の確保に資するものに改めるとともに、現行制度の受給者等に係る年金給付について適正化措置を講じた上で、その費用を国庫で負担する等の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

何とぞ速やかに御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。(拍手)

内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決しました。

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

○議長(綿貫民輔君) 御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

以上が、本法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

また、現行制度においては、加入者数に対する受給者数の割合が高まり、今後、受給者を支える加入者の負担が著しく大きくなることが見通されています。

このように最近の農業を取り巻く情勢の変化、年金財政の現状に対応して、農業者年金制度を農業者の確保に資するものに改めるとともに、現行制度の受給者等に係る年金給付について適正化措置を講じた上で、その費用を国庫で負担する等の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

何とぞ速やかに御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。(拍手)

内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決しました。

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

○議長(綿貫民輔君) 御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

以上が、本法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

また、現行制度においては、加入者数に対する受給者数の割合が高まり、今後、受給者を支える加入者の負担が著しく大きくなることが見通されています。

このように最近の農業を取り巻く情勢の変化、年金財政の現状に対応して、農業者年金制度を農業者の確保に資するものに改めるとともに、現行制度の受給者等に係る年金給付について適正化措置を講じた上で、その費用を国庫で負担する等の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

何とぞ速やかに御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。(拍手)

内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決しました。

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

○議長(綿貫民輔君) 御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

官 報 (号 外)

て、長期間農業に従事する加入者について、通常の保険料の下限額を下回る額の特例保険料の納付を認めることとします。一方、国庫は、毎年度、農業者年金基金に対し、通常の保険料の下限額と特例保険料の差額を補助し、農業者年金基金は、この国庫から補助された額を積み立て、特例保険料を納付した者に特例付加年金として支給することとしております。

第六に、制度の変更に伴う経過措置であります。

財政方式の変更に伴い、受給者等に係る年金給付について適正化措置を講じ、具体的には、受給者について平均九・八%の年金額の引き下げを行います。その上で、現行制度に関する給付の財源を国庫で自担することとしております。

また、現行制度が継続したとすれば年金の受給資格を得たであろう現行制度の加入者に対し、その者の選択により、年金給付にかえて、納付済み保険料総額の八割に相当する額を特例脱退一時金として支給することとしております。

以上、農業者年金基金法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○簡井信隆君 私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました農業者年金基金法の一部を改正する法律案について、なぜ政府が案に反対をして対案を提出しているのか、その趣旨と主な内容について御説明を申し上げます。

農業者年金は、担い手の若返りと規模の拡大を政策目的として創設をされました。しかし、担い手は、若返りするどころか、逆に大幅に高齢化を

いたしました。経営規模もほとんど拡大をしておりません。今まで二兆円余りの税金を使いながら政策誘導に失敗した、この政治的な責任は極めて大きい、こう言わざるを得ません。そもそも年金制度による政策誘導には無理がありました。農業者年金の財政は早い段階から破綻をいたしました。平成三年から經營移譲年金のすべてを国庫補助に依存する、支給年金額の五割以上を国庫補助に依存せざるを得ない、こういう状況が続いてまいりました。

この直接の原因は、加入者が三十万人弱なのに受給者が七十五万人もある、こういう状況にござります。政府の加入者見込みが余りにもいいかげん過ぎたわけでございます。例えば、平成七年の財政再計算において、平成十一年度新規加入者を一万四千人と見込んでおりました。しかし、実績は千六百人にすぎませんでした。

そして、規模拡大という政策目的が実現すればするほど農地が集中して農業従事者は減少しますから、加入者、保険料の支払い者が減って、財政破綻を招くことになります。規模拡大という政策目的と農業者年金制度は初めから本質的な矛盾を内在していた、こうも言わざるを得ません。

このように、財政的には破綻をして、政策誘導にも失敗したのに、また政府は新たな政策年金制度を提案しております。政策目的を担い手の確保度に今度は変更いたしました。しかし、年金制度によつては政策誘導はできない、無理がある、これは既に証明済みではないでしょうか。

新しい積立方式の提案をしております。しかし、積立方式ですから、運用によっては元本割れのおそれがござります。これをきちんと説明した上で募集をしなければなりません。しかし、現在の公的年金への不信、農業従事者の減少の中で、元本割れの危険性を説明したならば、多くの加入者はほとんど見込めません。

そして、保険料月二万円程度のうちの一割から五割を、十年から二十年間、国庫助成するとも規定をしております。年百四十四億円に上ることの同庫助成、費用対効果を考えてもやめるべきでござります。

現行制度の経過措置として、年金支給額を九・八%カットする、脱退一時金を二〇%カットする、これも提案をしております。既に年金をもらっている人を含めて、支給額をカットするというは初めてのこととございます。(発言するときはあります)これは、今やじにありましたように、政府の約束違反でもありますし、憲法二十九条、財産権の侵害にも当たります。

政府は、憲法違反ではない、財産権の侵害に当たらない、こう言って、その最大の根拠として昭和五十三年の最高裁判所の判決を挙げております。しかし、その判例は、当初の予想をはるかに超える著しい経済的な社会的な事情の変化があって、当初の約束どおり支給したならば極めて不合理、不適正になる、こういう事情がある場合のみ当初の約束を変更してもいい、こう認定しているものでございます。

今度の農業者年金の場合には、そういう事情は全くございません。政府の提案が違憲、違法であることにはつきりしております。このような提案は直ちに撤回べきでございます。

だから、私たちは、積立方式の新しい年金制度は創設しない、こう提案をしております。

現在、みどり年金という国民年金基金がござります。このみどり年金を普及、定着させて、と全国民共通の基礎年金との二階建て体制にするまでござります。

現行制度は平成十四年の一月一日をもって凍結をして、現行加入者からの保険料の徴収も新規加入人も停止をして、今までの保険料支払いに対応した年金支給業務だけを存続させます。年金のかぶりもしない、九・八%のカットもしない、脱退出金二〇%のカットもしない、政府の約束は(一)までござります。

担い手の確保という政策目的は、別の政策で実現すべきでございます。

現在、なぜ農業経営の担い手の確保がなかなかできないのか、最大の原因は減反にござります。全農地の三割以上、百万ヘクタールを超える減反を事実上強制しているから、なかなか担い手の確保ができないわけでございます。この減反を直ちにやめるべきでございます。

しかし、同時に、もちろん減反をやめれば米の値段が大幅に下がり、農家の所得も下がります。だから、本格的な、そして循環型農業経営を優遇した所得補償政策を導入すべきでございます。この所得補償の財源は、現在三兆四千億円になる農林省予算の中で賄うことができます。現在、減反補助や稻作経営安定対策で年間三千億円を使っています。WTO農業交渉の中で削減を要求されている農業保護助成額が七千六百億円ござります。この積立方式を創設しなければ年百四十四億円の予算が浮いてまいります。ちなみに、ことこれから始まりました中山間地の所得補償、年七百億円、そのうち三百三十億円が国庫負担分でございます。

もちろんアメリカのまねをする必要はありませんが、アメリカも減反、つまり生産調整をやめて、本格的な所得補償政策を導入しました。現在、農家の所得の三割から五割は所得補償によるものでございます。

このように、所得補償を導入しても、もちろん減反をやめれば大量の余剩米が出てくることは確実でございましょう。しかし、現在、開発途上国を中心に八億人以上の飢餓人口、栄養不足人口が存在しております。その上に、自然災害や経済危機により、大量の食糧援助の需要がござります。この食糧援助の需要についても直ちに対応できるよう、本格的な食糧援助体制、国際備蓄の体制を創設すべきでございます。ODA予算によ

平成十二年二月二十一日 衆議院会議録第十五号

平成十三年二月二十一日 衆議院会議録第十五号 農業者年金基金法の一部を改正する法律案外 一案の趣旨説明に対する古賀一成君の質疑

六

る食糧支援体制、国際備蓄の制度、これも提案をするといふでござります。  
私たちには、この農業者年金の改正、一段階で提案をしております。第一段階は、現行法律の附則に施行法の制定と定期日を入れて改正する、第二段階は、平成十四年の一月一日までに改正法を制定する、こういう二段階でございます。  
ぜひ、慎重審議の上、速やかに可決されんことをお願い申し上げまして、私の趣旨説明とさせていただきます。(拍手)

## 農業者年金基金法の一部を改正する法律案

改正する法律案(説明書外二名)の  
概要説明二付する貴賛

**議長**（細賀田耕太）たゞいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。これを許します。古

卷之三

社説「成君 民主黨の古賀」成でござります  
ながく、議題となりました農業者年金基金法の

部を改正する法律案に賛成して、自民党無所属クラブを代表し、政府案及び民主党提出の改

まず、農林水産大臣に、これまでの農業者年金

90

うで破綻や危機に立ち至つております。政治が次の時代へ向けて政策（云々）万回三十六、行政が新

導と族政治に埋没し、身内の甘えとばらまき、

よした六百六十六兆円だけではございません。か

つての国債債務のように責任の所在がはつきりしないまま存在している借金、あるいは、いすれ赤字国債で処理し、子孫へのツケ回しに化けなければならぬ赤字というものが、あちこちの行政分野に存在しているのであります。地方交付税特別会計の四十一・五兆円の借入金しかりであります。不良機関へ投入された財投資金等も同様であります。

本日問題となつております農業者年金も、予想された破綻がついに現実化し、将来三・六兆円の赤字国債上乗せ、すなわち、後世への負担転嫁を余儀なくするものであります。

さて、これまでの農業者年金制度は、一階建て部分に国庫補助が入つている唯一の制度でございました。しかも、經營移譲年金といふこの二階建にて部分は、全額国庫という極めて恵まれた制度として運用されてきたのであります。これまで投人されてきた政策補助は、先ほど民主党の方の提案者からございましたように、一・八兆円に上つております。そして、その上に先ほど申し上げました三・六兆円の後年度負担を残したのであります。

國庫補助の論拠、それは何か。それは、この制度は、老後の生活の安定を図るだけではなく、農業経営の近代化や農地保有の合理化も図る、いわゆる農業構造の改善政策である、そういう点にありました。しかし、世代交代や若い就農者の確保あるいは經營規模の拡大あるいは農地細分化の防止という構造改善は、本当に進んだのでありますようか。

そこで、農林水産大臣にお伺いをいたします。

農業者年金の破綻について、根本原因と反省すべき点をどう認識しておられるか、この際、真摯なる答弁をいただきたいのであります。

次に、新しい積立方式による年金制度の見通しについて伺います。

今回の改正案は、政策目的から構造改革を外し、扱い手の確保に目的を絞った積立方式による

年金制度に衣がえをするというものであります。この点はすっきりしたと思いますが、問題は、このような農業をめぐる環境、農政全体に対する不信、年金に対する不安の中での、果たして積立方式による新しい年金制度が本当に機能するのかということです。

現行制度は、強制加入でありながら未加入が多かったのです。新制度は任意加入です。私は、加入者の大幅な見込み違い等によって再び新しい年金制度が行き詰まるのではないかと危惧します。政府は新しい年金制度の加入者をどのように見込んでいるのか、その論理はどういうものか、説明を求めたいと思います。

次に、財政再試算の見込み違いと制度改革のおくれについて伺います。

私は、この破綻はもと以前から予測されていましたにもかかわらず、五年ごとの財政再試算をやりくりし、対応を先送りしてきたのではないかと指摘せざるを得ません。再試算において、新規加入者を平成十一年度は一万四千人と見込んでいたのに、その実績はわずか千六百九人であります。検討したたる実績と言わざるを得ません。また、制度存立の重要な条件である保険料収納率、経営移譲率あるいは運用利回りも、すべて制度維持の根幹にかかるものであります。見込みがすべて狂ったのであります。

私は、平成元年前後には破綻は不可避免と判断できたのではないか、こう判断しますが、なぜここまで放置してきたのでありますか。今後の年金政策の教訓とすべきものでございまして、その理由について農林水産大臣の責任ある説明を願うます。

さて、法案の具体的問題に移りたいと思います。

まず、今回の改正で最大の問題とされる、既に裁定を受けた者に対する受給額のカットの問題についてであります。

今回の政府案は、これまでの賦課方式をやめ、

議員より九点に及ぶ質問主意書を発したところであります。これまでの年金受給者については、受給額を平均九・八%カットするというものであります。

本件について、民主党は、二月八日、鉢呂吉雄議員より九点に及ぶ質問主意書を発したところであります。それに対する回答は必ずしも明快なものではありませんでした。ここで改めて確認しますが、政府が設計し、農業者が保険料を日々とて納付し、かつ政府が運用してきた年金制度について、事後に法律を改正し、既に裁定を見た、権利とも言つていい受給金額を減額できるのであります。そこで改めて確認しますが、政府が設計し、農業者が保険料を日々とて納付し、かつ政府が運用してきた年金制度について、事後に法律を改正し、既に裁定を見た、権利とも言つていい受給金額を減額できるのであります。その論拠は何でしょうか。お伺いをいたします。

次に、政府答弁書は、受給額減額を許す一つの根拠として、公的年金制度における既裁定者と保険者の権利義務は、契約により設定されるものではなく、法律に基づいて直接設定されるものと回答しております。厚生年金、国民年金等、他の公的年金制度についても同様の考えに立たれるのか、そして今後、既裁定の年金額を減額するといふことがあり得るのか、所管大臣である厚生労働大臣にお伺いをいたします。

次に、質問主意書に対する政府答弁書が、既裁定の年金額をカットすることの合憲性の根拠として昭和五十三年の最高裁大法廷判決を引用していることについて、この際、疑問を呈したいと思います。結論から言えば、この大法廷判決は、既裁定の年金減額の根拠となり得ないと我々は判断をいたします。

詳しくは申し上げませんが、この判決は、いわゆる買収農地の政府売り払いの対価を、当初、当時買った時価相当額で旧地主に完戻り戻すという法律であったのを、事後の法律によりまして時価相当の七掛けで売り払うという法律改正をした、その合憲性が問われたものであります。私は、土地の異常な値上がりによる不労所得の判例を、こ

官 報 (号外)

の長年にわたって保険料を払ってきた年金受給という権利問題と同列視して合憲の根拠としていることに対し、大変な疑問を呈さざるを得ません。

農林水産大臣に改めてお聞きしますけれども、以上の私の指摘を受けても、さきの最高裁大法廷判決が本当に理論的根拠になるとお考えでしょうか。答弁を願います。

また、民主党の提案者にもお聞きしますけれども、憲法の財産権保護や年金政策のあり方をどのように判断され、民主党案は、年金のカットをせず、既裁定の年金を全額支給としておられますけれども、どのように判断されてそのような措置をとられたのでしょうか。お伺いをいたします。

引き続き、民主党提案の改正案についても、対案についても提案者に質問します。

民主党は、既裁定の年金は約束どおり全額支給とし、新たな年金制度は設けず、みどり年金の充実と移行で措置すると理解されますが、既裁定の受給者は期待権が守られます、しかしながら、一方で、これから農業をやろうとする若手の人たちには制度がなくなり、老後の不安が残るじやないか、こういう指摘があります。これにどう答えられますか。また、民主党案は、既裁定の年金は全額支給するとしており、国家財政の負担が政府案よりも過大になるのではないかとの懸念も指摘されておりますが、国の財政負担の点についての見通しを伺います。

以上、農業者年金制度の改正について主な点だけを質問しましたけれども、この際、農政全般について指摘したいと思います。

土地改良を進め、負担金を一方で徴収しながら、四割近い減反政策を強いる。法人化や規模拡大という農政の一つの目標も、一方で農協政策や農業者年金制度とは相入れない。農業は国の大本である。自給率向上と言ひながら、農業に光を与える総合的なビジョンが提示されていない。こうした一貫性を欠く、縦割りの事業を束ねたような

農政、あるいは農業の核心部分に展望が見えない農政こそが、後継者を減らし、加入者を減らし、結果として農業者年金の破綻をもたらしたのではないでしょうか。

今、大臣が着任早々苦労しておられます有明海の大混亂、これも、環境や生態の論理を軽んじ、事業最優先で総合的検討を怠ってきた結果ではないでしょうか。防潮堤防の開門を迫る福岡や佐賀や熊本の漁民の皆さんも、そして、一方で開門阻止を叫ぶ長崎の皆さんも、ともに私はその犠牲者のように思えてならないのであります。

行政改革の大きな目的というものは、政治主導によるたたかいであります。今こそ、農業再生や有明海再生へ向けて、総割りを超えた政治の強力なリーダーシップが必要であります。

この際、諫早湾干拓堤防の開門問題にどう対処しようとしておられるのかも含め、農林水産大臣のお伺いしたいのであります。

最後に申し上げたいと思います。

私は、農業者年金制度の破綻は、見込み違いだけではなく、そもそも設計ミスにあったのではないかと今考えております。年金で老人の引退を促すような弱々しい構造改善政策というものは見事に破綻したといふべきではないでしょうか。構造改革は、年金政策ではなく、これならやれると農家や若者がやる気を起こす大きな農政ビジョンで推進すべきものであると私は思います。

その関連で、余った時間を生かして、一つ私は提言をさせていただきたいと思います。私は、この際、アジア食糧安全保障構想ともいふべき一つの案を提案いたしたいと思います。

いずれ起ころる食料危機に当たって、飢餓に悩む人々を救うアジア食糧安全保障基地というものを寒地に建設し、余剰米を長期的に保存のままもみで貯蔵する、この構想を実現するために、減反政策を撤廃するという構想であります。政府買上げのコストは当然大きいものがありますが、減

反政策に伴う転作補助金、稻作經營安定資金等もろもろの今かかるコスト、そしてこの構想が生み出す国際貢献や安全保障上の効果、そして何よりも農業にやりがいと誇りがよみがえることを考えれば、検討すべき構想と確信をいたしております。

私は、総割りと小さな族政治を超えた、総合的構想をどう評価されるのでありますか。政治家らしい御答弁を期待し、質問を終わります。

(拍手)

○國務大臣(谷津義男君) 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

まず、農業者年金の破綻の根本原因と反省すべき点について、この認識についてのお尋ねでござります。

農林水産省は、農業者年金制度を設計、運営する立場にあるため、不斷に農業者年金をめぐる財政状況等について整理、点検をし、必要な制度改善を行なながら、健全な制度運営を図っていく責務があると考えております。

このため、これまでにも、五年ごとの財政再計算等を契機に、その置かれた農政上、年金財政上の課題のもとで、加入促進、給付体系の見直し、保険料引き上げ等で、できる限りの運営改善を図るための制度改正を行ってきており、その過程では国会での御審議をお願いしてきたところでございます。

しかしながら、新規加入者の激減、保険料収納率の低下等が続き、平成十二年の財政再計算の結果を見ると、過去行ってきたような現行制度の継続を前提とした制度改善では年金財政の破綻を免れることはあり得ないと認識するに至つたものであります。

このようない経緯の中で、農林水産省がその置かれた状況のもとでできる限りの制度改善努力をしました。

しかししながら、新規加入者の激減、保険料収納率の低下等が続き、このままでは年金財政の破綻

免れないと認識するに至つたところでございます。

このため、新しい農業者年金制度においては、これまでの反省に立って、長期的に安定した制度となるよう、財政方式を賦課方式から積立方式に変更するとともに、幅広い農業者の確保に資するよう、加入資格を緩和し、農地の権利名義を有する者から農業に従事する者であれば加入ができる」ととし、こうした改善措置を講ずることにより、一度と同じ轍を踏まぬよう努力する考えであります。

次に、既に裁定を見た受給金額を減額するのは憲法が保障する財産権の侵害に当たるのではないかとのお尋ねがございました。

一般に、財産権は基本的人権として保障されていますが、公共の福祉を実現しあるいは維持するために必要がある場合には、法律により合理的な範囲内で財産権に制約を加えることは憲法上許容されるという基本的考え方があり、累次にわたる最高裁判所の判例により示されております。

このうち、昭和五十三年七月十二日の最高裁判所大法廷判決は、財産権の事後的な制約について、原則的な基準を示しております。

すなわち、この判決では、法律で一たん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、これをもって違憲の立法といつてができます。そのため、当該変更が公共の福祉に適合するようにされたものであるかどうかは、一たん定められた法律に基づく財産権の性質や、その内容を変更する程度、さらには、これを変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかに約として容認されるべきものであるかどうかにによって判断すべき旨判示しております。

今回の年金額の引き下げ措置について、この最高裁判決で示された基準に沿つて検討しますと、年金額引き下げの対象となる年金は経営移譲年金

のみとしていますが、これは、老後の生活の安定への寄与のみならず、農業経営の近代化や農地保有の合理化といった農業上の政策目的の達成という特別の性格を有し、その財源を専ら国庫助成であります。

堵っているものであること、年金額引き下げの水準は、月額二千円から四千円で、高齢夫婦世帯の消費支出の一%程度にとどまり、農業者の老後の生活の安定が直ちに脅かされるものではないこと、年金額引き下げ措置を講じることによって、加入者の負担能力の限界を超える保険料の大額引き上げや、国民一般の負担のさらなる増加を避けられることができることから、今回の引き下げ措置は、財産権に対する合理的な制約として、憲法第二十九条に照らしても許容されるものと考えております。

次に、既裁定の年金減額の論拠として、昭和五十三年最高裁判決を引用することについてのお尋ねがございました。

昭和五十三年七月十二日の最高裁判決は、国が買収により取得した農地を、自作農の創設等の目的に供しなくなり、もとの所有者に売り戻す場合の対価について、農地法上は買収の対価相当額となるべきものを事後の特別措置法において時価の七割に改めたことが憲法第二十九条で保障する財産権の侵害に当たるかどうかが争われた事案に関するものであります。

今回の農業者年金の既裁定年金額の引き下げ措置にかかる財産権は、この最高裁判決で争われた事案における財産権と具体的な内容等は異なるものの、この判決は、財産権を事後に変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるかどうかという論点の原則的な判断基準を示したものであるとともに、この基準 자체は今回の措置にも適用できるものと考えております。

また、農政全般に関するお尋ねとして、農業再生に向けた政治のリーダーシップについてのお尋ねがございました。

我が国農業につきましては、経済社会情勢の著しい変化等の中で、食料自給率の低下、農業就業人口の減少と高齢化の急速な進展といった問題が生じているところであります。

こうした状況を踏まえ、今後の我が国農政の基本理念を明確に示すため、平成十一年七月に食料・農業・農村基本法が新たに制定され、さらに翌年三月には、新基本法の理念を具体化するため、今後十年間の農政のビジョンともいべき基本計画を策定したところであります。

また、本年一月の中央省庁等改革において、新基本法に対応して、食料政策、農業政策及び農村政策のそれぞれを効率的に推進し得るよう、農林水産省の内部部局の抜本的な再編を行い、大臣、副大臣及び大臣政務官の指揮のもと、食料・農業・農村政策を効率的かつ強力に推進する体制が整備されたところでござります。

このような新たな政策理念、組織体制のもと、私が国農業の持続的な発展と農村の振興を通じ、農業交渉日本提案におきましても、開発途上国の食糧安全保障上の要請に対応する観点から、二国間援助のスキームを補完する手法として国際備蓄の枠組みを検討すべきであるということを提案しております。

以上でございます。(拍手)

(國務大臣坂口力君登壇)

○國務大臣(坂口力君) 厚生年金、国民年金等の既裁定者と保険者の権利義務につきましては、厚生年金保険法、国民年金法等の年金各法の規定に基づき設定されているものでございます。

厚生年金、国民年金等につきましては、社会保障方式のもとで、現役世代が納付する保険料財源を基本として給付に必要な費用を貯め代間扶養の仕組みで運営しております。厚生年金、国民年金のように著しく高い状況ではありません。

農業者年金は、農業上の政策目的を有し、給付に必要な財源を専ら国庫助成で貯めており、その成熟度も著しく高い状況にあります。厚生年金、国民年金とは置かれている状況が著しく異なっています。現時点では明らかではなく、まず予断を持たないで徹底的に調査を行うよう事務方に指示したこところであります。私としては、調査のために設置した第三者委員会の結論を最大限に尊重して対応してまいりたいと考えております。

最後に、減反政策を撤廃して余剰米をもみで貯蔵する、アジア食糧安全保障構想についてのお尋ねがございました。

米の生産調整は、需要に応じた計画的生産を行っております。

ただいまの古賀議員からの御質問に対し、私の

い、米の価格の安定を図り、稲作経営の安定を実現していく上で必要な措置でありまして、引き続ります。

議員御指摘のアジア食糧安全保障基地構想は、多額の費用を要することと、我が国稻作農業の構造調整にはつながらない等の問題点があるのではないかと思います。

しかしながら、国際的な食糧安全保障の立場からは検討すべき課題であり、昨年決定したWTO農業交渉日本提案におきましても、開発途上国の食糧安全保障上の要請に対応する観点から、二国間援助のスキームを補完する手法として国際備蓄の枠組みを検討すべきであるということを提案しているところでございます。

以上でございます。(拍手)

(津川祥吾君登壇)

○津川祥吾君 民主党の津川祥吾でございます。

ただいまの古賀議員からの御質問に対し、私の

官外報号

方から二点についてお答え申し上げます。  
まず、既裁定の年金をカットすることの、憲法で保障する財産権との関連についてお尋ねがございました。

この問題は、政府の立場からいえば、国が法律によって一定額の年金支給を約束したが、財政的理由から、約束を破って一部カットすることも許されるのかどうかという問題であり、逆に国民の立場からいえば、国に対する年金請求権という財産権が国の事情によってカットされてしまうのは、財産権を保障する憲法に違反するのではないかという問題でございます。

このような問題に関連しまして、ただいま農水大臣からも例に挙げられましたとおり、昭和五十三年の最高裁判決は、私どもの趣旨説明でも申し上げましたとおりでございますが、当初の予想をはるかに超える著しい事情の変化があり、かつ、当初の約束どおり履行したならば極めて不合理、不適正となるという事情がある場合にのみ許されるとしているものでございます。

しかし、この農業者年金については、財政が厳しくなったという事情の変化は以前から指摘されてきたことでありますし、予想をはるかに超える事情の変化とは全く言えるものではございません。また、九・八%のカットをしないで一〇〇%の約束を履行した場合、極めて不合理、不適正になるかといえば、そういう事情が生まれると言われるものでもございません。

したがいまして、この昭和五十三年の最高裁判決は、古賀議員の言わるところ、逆に違憲性の根拠となる判決と判断するところでございます。

しかも、既裁定者の年金請求権が、具体的な財産権となっており、単に将来発生することが予定される抽象的な期待権としての財産権とは意味合が大きく異なります。そのような具体的な財産権を侵害する場合には、より厳しい条件がクリアされなければなりません。

民主党は、政策的に既裁定の年金額を全額支給するべきであると考えて提出をしております。そうしなければ憲法違反になるという法律解釈上の問題が、民主党・無所属クラブ提案のもつ一つの根拠でございます。

次に、民主党案は政府案より国家財政の負担が過大になるのではないかという御質問に対しあたえいたします。

御指摘のとおり、民主党・無所属クラブの案では、既裁定の年金について今後も全額支給することとしておりますが、政府案では既裁定の年金を九・八%カットすることとしており、その差額は約三千億円と試算されております。

また、この農業者年金制度からの脱退一時金について、政府案では、年金加入者がこれまで納めた支払い済み保険料の八〇%相当額としておりました。しかし、この農業者年金制度からの脱退一時金に移行することによりまして、現在の未裁定者の方々に対して将来支払われると想定される国家財政負担による年金支給額が減少することになります。

しかし、この脱退一時金については、私どもの案では、未裁定者の方々が他の年金基金制度へ移行することを考慮しており、多くの方が他の制度に負わせるものであり、国家に対する信用が低下していくことは避けられません。

仮に、やむを得ず年金支給額を減額するとして農家の方々を勧誘しておきながら、今になつて、農業構造が大きく変化したとか扱い手が不足しているなど、以前から指摘してきた事由を理由に既裁定者に支払われる年金を約一割カットするということは、政府の失政の責任を受給者個人に負わせるものであり、国家に対する信用が低下することは避けられません。

さらに、事実上破綻した農業者年金制度は政策年金であり、今後も新たな制度で政策年金として維持し続けることは大きなリスクを伴うことにもなり、今後発生する国庫負担額は、先ほど指摘した金額でとどまると言え言い切れないわけであります。

私ども民主党・無所属クラブの当法案は、これまで国が保障してきた部分に関しては今後もその責任を果たした上で、過去の失政を清算し、国に対する国民の信頼を回復させる、また、信頼性の高い年金制度に一本化し、国民の将来に対する不安を払拭するということを目的とするものであり、これらの視点から見ても、結果的には国家財政の負担額は少なくなることにつながると判断しているところでございます。(拍手)

私は、民主党最年少の二十九歳の議員でございます。私は、民主党と同世代であります二十代、三十代の若者たちは、自分の将来の年金に対して強い不安感を抱いております。また、現在、若者が年金保険料を納めないという年金の空洞化が問題になっていますが、民主党・無所属クラブ提案のもつ一つの根拠でございます。

民主党は、政策的に既裁定の年金額を全額支給するべきであると考えて提出をしております。そうしなければ憲法違反になるという法律解釈上の問題が、民主党・無所属クラブ提案のもつ一つの根拠でございます。

さて、私は青森の小さな町で町長をいたしております。この農業者年金基金につきましては、加入者激減を感じていたにもかかわらず、私は、これこれもらえるから、得だからちゃんと入れ、入れと督励し、また、させました。したがって、今回、政府案の約一割カット、そして脱退一時金八〇%返還では、自分自身も農業者に約束したことをする守れないのであります。

もはや町長ではないのだからあのときのことは忘れたというのでは、自分にとりましても道理を失うことであります。一政治家としてみずから責任と政治的良心を示すべく、カットなし、一〇〇%返還、みどり基金有効活用の本案提出者に名を連ねた次第でございます。(拍手)

農家が公的に納めるものには、ざつと、国、県、市町村民税、消費税、国保税、国民年金、改良区の負担金等々あるところに、介護保険料がふえまして、そこに年四万円前後の減額ということになりますと、地方の感覚では、これは大変に大きな額なのでございます。

農家が公的に納めるものには、ざつと、国、県、市町村民税、消費税、国保税、国民年金、改良区の負担金等々あるところに、介護保険料がふえまして、そこに年四万円前後の減額ということになりますと、地方の感覚では、これは大変に大きな額なのでございます。

米価、M.A.米の輸入増、転作に協力して「一思つけ」と思つた野菜の中国からの輸入急増など、ただでさえ先々の不安ばかりなところに、国会で政治家が決めたのに守んねえのかとなり、ああ、またかと失望感が生じる。この失望感こそ、農業者の元気とその後継者たちを失っていく本当の原因になると強く危惧するのでございます。(拍手)

民主党・無所属クラブの案では、農業者年金基金の加入者に対しまして、納付済み保険料の一〇〇%に相当する脱退一時金と、保険料納付済み期間を他の年金基金制度に移行する際に組み入れる措置を講ずることいたしておられます。

移行先といたしまして御指摘ありましたみどり





一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

空白新初等練習機導入にかかる入札・契  
関する質問主意書(石井紘基君提出)

(答弁書受領)

、去る十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員今田保徳君提出「交通」の施策概念に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員伴野豊君提出旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の民営化に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員金田誠一君提出内閣官房報償費の目的に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員金田誠一君提出外務省公金横領疑惑と予算執行職員の責任に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員長妻昭君提出食品添加物赤色二号に関する質問に対する答弁書

平成十三年一月三十一日提出  
質問第一号

提出者 今田 保典

国土交通省の発足により新たな交通行政の推進が国政の急務となっているが、現状は「交通」の施策概念さえもが定まらず旧態依然の縦割り行政に留まっている。

「このような状態では二十一世紀の新時代における行政は望むべくもない」とから、次の事項について質問する。

一 運輸行政から交通行政へ転換したのであるが、この「交通」の施策概念を示されたい。

内閣衆質一五一第一号  
平成十三年三月十六日

衆議院議長 締貫 民輔殿

衆議院議員今田保典君提出「交通」の施策概念に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員今田保典君提出「交通」の施策概念に関する質問に対する答弁書

について

「交通」とは、人や物の輸送及び交流の意と解されるところ、国土交通省設置法(平成十一年法律第二百号)第三条においては、「交通政策の推進」が国土交通省の任務として規定されているところである。このため、同省においては、所管する施設の整備や運輸事業者に対する支援措置等を通じて、安全で利便性の高い交通サービスの提供を確保することとしている。

ところで、同省の任務については、同条において、「交通政策の推進」のほか、「国土の総合的な利用開発及び保全」「そのための社会資本の整合的な整備」等が併せて規定されており、これらの任務は相互に密接な関連があるものであることから、これらの任務を受けて実施する具体的な策略については、特定の任務のみに係るものとして位置付けることは困難であると考えている。

一及び三について

一についてで述べたとおり、「交通政策の推進」に係る施策とそれ以外の任務に係る施策とを明確に区分することは困難であると考えているが、「国土の総合的かつ体系的な利用開発」

前項と同様に、平成十三年度財政投融資における「交通」の総額とその明細を示されたい。  
その明細を示されたい。

右質問する。

国土交通省関係の平成十三年度の公共事業関係費のうち、交通政策の推進に係る予算額		別表
事項	予算額(億円)	
道路整備事業費	一五〇六〇	
港湾空港鉄道等整備事業費	六五九一	
合計	二二、六五〇	

合計  
一一、六九〇

機 関	財政投融資計画額(億円)
空港整備特別会計	五〇一
帝都高速度交通営団	一六一
日本道路公団	二一、五四〇
首都高速道路公団	四、一〇〇
阪神高速道路公団	三、五六二
本州四国連絡橋公団	一、二七八
日本鉄道建設公団	七八〇
新東京国際空港公団	三〇七
運輸施設整備事業団	一四一
関西国際空港株式会社	六〇九
中部国際空港株式会社	二二六
合 計	三三、二五六

官 報 (号外)

平成十三年二月一日提出  
質問 第三号

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の民営化に関する質問主意書

提出者 伴野 豊

社の民営化に関する質問主意書

昭和六二年の国鉄改革により、旅客鉄道会社及び貨物会社が誕生した。その後の各社の経営努力は、一定の評価をするものの、完全民営化をするうえで、今一度、整理、確認すべき事項が存在すると言える。

従つて、次の事項について質問する。

1 国鉄改革の趣旨は、市場競争原理と公共性のバランスのうえで、鉄道の再生をはかるべく、その事業体を再構築したものである。完全民営化においてそのバランス、とりわけ公共性は保障されるのか。保障されるとすればどのように保障されるのか。その前提で民営化のスケジュールはどのように考えているのか。

2 昨今の鉄道事故を見るにつけ、完全民営化によって市場競争原理を追求するあまり、安定期全輸送に支障を来たす恐はないのか。

3 各会社の市場競争の徹底により、地方ローカル線の廃止、貨物鉄道のルート確保及び線路使用料等の高騰が危惧されるが、それは完全民営化の支障とならないのか。支障とならないとすればどのようにクリアするのか。

4 旅客会社間に跨る問題として、運賃遠距離運賃制の維持、直通運転、連絡運輸による利便性の確保が懸念される。これらは完全民営化後担保されるのか。担保されるとすればどのような仕組みで担保しようのか。

5 完全民営化にあたって各本州旅客会社特有の課題はないのか。あるとすればそれはどのような課題か。

6 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式

会社、西日本旅客鉄道株式会社の債務の営業収益比は、それぞれ約二倍、五倍、一倍、平均では三倍となっている。同じく公共性が高く、営業収益が大きい大手電力会社三社の平均は約二倍である。それゆえ本州旅客会社は営業収益に対する財政上の特例措置がなされないまま完全民営化することが経営上可能か。可能であるとすればその論拠は何か。

7 三島会社及び、貨物鉄道会社は当初想定された経営環境よりも厳しい状況が続いている。これららの会社の民営化については、今後、どのように考えているのか。

右質問する。

内閣衆質一五一第三号

平成十三年三月十六日

内閣総理大臣 森 嘉朗

衆議院議長 総務 民輔殿

衆議院議員伴野豊君提出旅客鉄道株式会社及び

日本貨物鉄道株式会社の民営化に関する質問に

対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員伴野豊君提出旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の民営化に関する質問に

1について

2について

3について

4について

5について

6について

7について

行われるような仕組みを構築した等の経緯から、この経緯を踏まえた経営を行るべきことが求められており、今回純民間会社化することとしている東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社以下「本州三社」という。については、純民間会社化した後も国鉄改革の経緯を踏まえた経営を確保することが重要な課題であると認識している。

5について  
本州三社は、いずれも昭和六十二年の国鉄の分割民営化以後、経営収支も安定的に推移し、長期債務の額も順調に減少してきたことから、「経営基盤の確立等諸条件が整い次第、逐次株式を処分し、できる限り早期に純民間会社とする」とする閣議決定(「国鉄改革のための基本方針について」(昭和六十一年十月十日))に沿つて、平成五年以降、株式を上場し、処分してきたところである。その後も、本州三社については毎年の配当も安定的に行われ、株価も堅調に推移していることから、純民間会社化のための株式処分を行うための条件は整ったものと考えられる。

6について

7について

8について

9について

10について

11について

12について

13について

14について

15について

16について

17について

18について

19について

20について

21について

22について

23について

24について

25について

26について

27について

28について

29について

30について

31について

32について

33について

34について

35について

36について

37について

38について

39について

40について

41について

42について

43について

44について

45について

46について

47について

48について

49について

50について

51について

52について

53について

54について

55について

56について

57について

58について

59について

60について

61について

62について

63について

64について

65について

66について

67について

68について

69について

70について

71について

72について

73について

74について

75について

76について

77について

78について

79について

80について

81について

82について

83について

84について

85について

86について

87について

88について

89について

90について

91について

92について

93について

94について

95について

96について

97について

98について

99について

100について

101について

102について

103について

104について

105について

106について

107について

108について

109について

110について

111について

112について

113について

114について

115について

116について

117について

118について

119について

120について

121について

122について

123について

124について

125について

126について

127について

128について

129について

130について

131について

132について

133について

134について

135について

136について

137について

138について

139について

140について

141について

142について

143について

144について

145について

146について

147について

148について

149について

150について

151について

152について

153について

154について

155について

156について

157について

158について

159について

160について

161について

162について

163について

164について

165について

166について

167について

168について

169について

170について

171について

172について

173について

174について

175について

176について

177について

178について

179について

180について

181について

182について

183について

184について

185について

186について

187について

188について

189について

190について

191について

192について

193について

194について

195について

196について

197について

198について

199について

200について

201について

202について

203について

204について

205について

206について

207について

208について

209について

210について

211について

212について

213について

214について

215について

216について

217について

218について

219について

220について

221について

222について

223について

224について

225について

226について

227について

228について

229について

230について

231について

232について

233について

234について

235について

236について

237について

238について

239について

240について

241について

242について

243について

244について

245について

246について

247について

- 3 同事務規程第十条で定める「必要な事項」を明らかにされたい。

4 会計法第十三条第二項に基づいて他の各省各庁所属の職員に支出負担行為に関する事務が委任された事例があるかを明らかにされたい。

5 同法第十七条に基づく資金前渡は認められないのか。

6 同法第二十二条に基づく前金払又は概算払は認められているのか。

7 同法第二十三条に基づく「渡切を以て支給する」とは認められているのか。

8 予算決算及び会計令第五十五条で定める前渡資金の繰替使用は可能か。

一 内閣官房報償費に係る支出負担行為に関連して以下の点を明らかにされたい。

1 その全部又は一部について会計法第十三条の三に基づく認証が行われているのか否か。

2 右の認証が行われていないのであれば、その理由。

三 平成十二年度において内閣官房報償費に係る支出官が作成した支出済額報告書(予算決算及び会計令第六十四条)の内容を明らかにされたい。また明らかにできない場合はその法令上の根拠を明らかにされたい。

四 官房報償費の取扱責任者は内閣官房長官とのことであるが、このことを定めた法令の条項を明らかにされたい。

五 聞くところによると内閣官房報償費の会計検査に関しては計算証明規則第十一條特別な事情がある場合の計算証明の適用を受けている

とのことであるが、「この規則の規定と異なる取扱」の具体的な内容を明らかにされたい。  
右質問する。

内閣衆質一五一第一九号

平成十三年三月十六日

内閣總理大臣 森 喜朗

衆議院議長 線貫 民輔殿

衆議院議員金田誠一君提出内閣官房報償費の目的に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す  
る。

一の6から8までについて  
内閣官房の報償費は、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用される経費であることから、取扱責任者の請求に基づき、取扱責任者に対して支払われており、前金払、概算払、渡切費の支給及び前渡資金の繰替使用が行われることはない。

平成十三年一月十三日提出  
收証書等の書類については、会計検査院から要  
求のあつた際に提出することとしている。

内閣官房の報償費に係る資金前渡官吏は、内閣大臣官房会計課用度・給与相当課長補佐である。

一　の 3について

出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第  
九十五号)第十条の規定に基づき財務大臣と協  
議して定めた「必要な事項」はない。

一　の 4について

内閣官房の報償費に係る支出負担行為に関する  
事務を他の各省各庁所属の職員に委任したこ  
とはない。

一　の 5について

内閣官房の報償費については、支出に関する  
事務を電子情報処理組織を使用して処理する場  
合における予算決算及び会計令等の臨時特別に  
関する政令(昭和五十五年政令第二十一号)第六  
条第一号の規定に基づき、資金の前渡を行って  
いる。

内閣官房の報償費は、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用される経費であることから、取扱責任者の請求に基づき支出されおり、支出負担行為の認証を行う必要はないとの判断している。

に關係する質問主意書

内閣官房の報償費については、計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第二号）第十一一条の規定に基づき、会計検査院の承認を経て、次のような取扱いを行っている。  
すなわち、取扱責任者に対する支出決議書及び取扱責任者の領收証書並びに支払明細書を芸計検査院に提出し、役務提供者等の請求書、領

内閣衆質一五一第一二〇号  
平成十三年三月十六日  
内閣總理大臣 森 喜朗  
衆議院議長 綿貫 民輔殿  
衆議院議員金田誠一君提出外務省公金横領疑惑  
と予算執行職員の責任に関する質問に対し、別  
紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員金田誠一君提出外務省公金横領  
疑惑と予算執行職員の責任に関する質問に  
対する答弁書

一及び二について

内閣官房の報償費に関し、予算執行職員等の  
責任に関する法律(昭和二十五年法律第二百七十一  
号)第二条第一項に規定する予算執行職員  
は、同項第一号に規定する支出負担行為担当官  
である会計担当内閣参事官(同人に係る同項第  
八号に規定する代理官(以下「代理官」という。))

は内閣総務官室に属する他の内閣参事官、同  
項第二号に規定する支出官である内閣府大臣官  
房会計課長(代理官は内閣府大臣官房会計担当  
参事官)及び財務省会計センター会計管理部会計  
(代理官は財務省会計センター会計管理部会計  
事務調整官)、同項第四号に規定する資金の交  
付を受ける職員である内閣府大臣官房会計課用  
度・給与担当課長補佐(代理官は内閣府大臣官  
房会計課給与第一係長)並びに内閣官房内閣総  
務官室、内閣府大臣官房会計課 財務省会計管  
理運用部及び同センター会計管理セ  
ンター会計管理運用部及び同センター会計管理  
部の職員のうち同項第十二号に規定する補助者  
として命ぜられた者であり、これらの職員によ  
る事務は適正に行われていたと考えている。

平成十三年二月二十三日提出

質問 第三〇号  
提出者 長妻 昭  
食品添加物赤色二号に関する質問主意書

食品添加物赤色二号に関する質問主意書  
添付物の食用赤色二号は、我が国では、昭和二  
十三年に安全性が確認されて指定添加物となっ  
ているが、米国において昭和五十一年に動物実験に  
おける結果から発がん性が疑われ、食品への使用  
を禁止する措置がとられている(衆議院議員長妻  
昭君提出食品添加物赤色二号に関する質問に対する答弁

書)(平成十二年十月十三日(参照))。  
一 昭和二十三年に、食用赤色二号が、人の健康  
を損なうおそれがないと判断した試験等の資  
料・データは(以下「資料等」という。)、現在保  
存されているか。また、保存されている資料等  
は、開示されるか。  
二 我国において、米国における昭和五十一年  
の措置を踏まえて再度試験等はなされたのか。  
三 一、二でお尋ねした資料等が保存されていな  
いのであれば、その理由は何か。  
四 仮に米国における昭和五十一年の措置を踏ま  
えて再度試験等を実施していないのであれば、  
健康を損なうおそれが生じたと推測される以  
上、再度試験等を実施して安全を確認すべきで  
はないか。  
右質問する。

内閣衆質一五第一三〇号  
平成十三年三月十六日

衆議院議長 編貢 民輔殿 嘉朗  
衆議院議長妻昭君提出食品添加物赤色二号に  
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議長妻昭君提出食品添加物赤色二号に  
関する質問に対する答弁書

一について

昭和二十三年に食用赤色二号を食品衛生法  
(昭和二十二年法律第二百三十二号)第六条の規  
定に基づき指定した当時の資料及びデータにつ  
いては、現在は保存していない。

二について  
御指摘の米国における昭和五十一年の措置を  
踏まえて、政府として食用赤色二号に関する試  
験を行ったことはない。

三について

一についてで述べた昭和二十三年当時の資料  
及びデータは、厚生省本省文書保存規程(昭和  
二十五年厚生省訓令第三十四号)別表第二の「報  
告、届出、復命又は調査で、重要なもの」に該  
当し、保存期間は十年とされていたことから、  
現在は保存していない。

四について

御指摘の米国における昭和五十一年の措置  
は、米国において食用赤色二号の発がん性を疑  
うデータが得られたとされたことに基づき講じ  
られたものであるが、我が国においても食品衛  
生調査会の委員等による検討を行った結果、當  
該データは発がん性を疑う根拠とはならず、食  
用赤色二号は人の健康を損なうおそれがないと  
の結論を得たところである。

また、食用赤色二号については、国連食糧農  
業機関(FAO)及び世界保健機構(WHO)が合  
同で設置した食品添加物専門家会議(JECF  
A)から、昭和五十三年にそれまでに得られた  
知見からは発がん性が認められないとの見解が  
示され、昭和五十九年には追加して実施された  
長期投与による動物試験によつても発がん性が  
認められないとの見解が示されており、食品添  
加物としての安全性評価が国際的にも確立して  
いる。欧州連合(EU)等においても、食品添加  
物としての使用が認められているところであ  
る。

以上のことから、食用赤色二号は人の健康を  
損なうおそれがないものであると判断してお  
り、人の健康を損なうおそれがあることを示唆  
する新たな知見が得られない限りは、改めてそ  
の安全性に関する試験を実施する必要はないと  
考えている。

一、昨二十一日、内閣から次の答弁書を受領し  
た。

平成十三年二月二十六日提出  
質問 第三一一号  
地方公共団体職員の住民訴訟における弁護に  
関する質問主意書

提出者 伴野 豊

平成十三年二月二十六日提出  
質問 第三一一号  
地方公共団体職員の住民訴訟における弁護に  
関する質問主意書

衆議院議員伴野豊君提出地方公共団体職員の住  
民訴訟における弁護に関する質問に対する答弁  
書

一についてで述べた昭和二十三年当時の資料  
及びデータは、厚生省本省文書保存規程(昭和  
二十五年厚生省訓令第三十四号)別表第二の「報  
告、届出、復命又は調査で、重要なもの」に該  
当し、保存期間は十年とされていたことから、  
現在は保存していない。

二について

近年、地方公共団体において住民訴訟、とりわけ個人としての長や職員を訴える四号訴訟が多くなっている。住民訴訟が行われない国の機関では法務省が行政訴訟に対応し、都道府県などの大きな地方公共団体では行政訴訟を所管する部署を有しているところがある。しかし、最も住民と接している市町村などでは、それを有していないところが多い。地方公共団体によっては、長や職員が住民訴訟を提起された場合、個人自らが弁護士に支払うべき報酬額を負担しなければならないだけではなく、裁判そのものが長期化し、多額の負担が残るケースも少なくない。

例えば、平成七年半田市長であった竹内弘氏等三名が「日本福祉大学誘致」に關し住民訴訟され、竹内氏等被告側の勝訴となつた。しかし、平成十二年三月半田市に弁護士に支払うべき報酬額を請求したところ、平成十二年十一月半田市から請求金額は一切払わない旨の回答書が送付された。

このように、地方公共団体職員の住民訴訟における弁護のあり方、とりわけ誰が弁護士に支払うべき報酬額を負担するのかと、いうことが大きな問題となっている。

1 地方自治法第二四二条の二第八項では当該職員が勝訴した場合において、弁護士に報酬を支払うときは、普通地方公共団体は、議会の議決

下同じ。した場合であつて、職員等が適正に職務を遂行したものと認められるときは、職員等が弁護士に支払うべき報酬は、本来ならば当該団体において負担すべきものであるといえることから、当該団体がこれを負担することが適当であり、地方公共団体は同法第二百三十二条の二に基づいて相当と認められる額を負担することができるものと考えられる。

2 当該職員が勝訴したにもかかわらず、地方公共団体が弁護士に支払うべき報酬額を負担しない場合もありうるとするならば、住民が違法と疑義すればどんなことでも訴えられる現行システムにおいて、地方公共団体の職員の行政行為が保障されないと考へるがどうか。

3 住民訴訟による裁判が在職期間中に終了せず、離職後に弁護士に支払うべき報酬額の請求を行つた場合、報酬額が支払われ難くなる環境がありうることは、地方公共団体の職員の行政行為の保障を一層不安定にすると考えるがどうか。

4 現行四号訴訟が抱える課題について改正する準備があるのか。あるとすれば、いつまでにどのような内容を考えているのか。

右質問する。

内閣衆質一五二第三二号  
平成十三年三月二十一日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 福田 康夫

衆議院議員伴野豊君提出地方公共団体職員の住民訴訟における弁護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員伴野豊君提出地方公共団体職員等の住民訴訟における弁護に関する質問に対する答弁書

1について

地方公共団体の長及び職員等(以下「職員等」という。)が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条の二第一項第四号に規定する訴訟において勝訴(一部勝訴を含む。以

下同じ。)した場合であつて、職員等が適正に職務を遂行したものと認められるときは、職員等が弁護士に支払うべき報酬は、本来ならば当該団体において負担すべきものであるといえることから、当該団体がこれを負担することが適当であり、地方公共団体は同法第二百三十二条の二に基づいて相当と認められる額を負担することができるものと考えられる。同法第二百四十二条の二第八項は、このように地方公共団体が一定の負担をすることができることを認めたものである。

2及び3について

お尋ねの趣旨が必ずしも定かではないが、職員等が弁護士に支払うべき報酬を地方公共団体において負担しないことが職員等の適正な職務の遂行に影響を及ぼすことになるか否かということも、地方公共団体において職員等が弁護士に支払うべき報酬に対して負担するか否かを決定する際の重要な判断要素となるものと考えられる。

4について

現行の地方自治法第二百四十二条の二第一項

第四号は、住民が地方公共団体に代位して、個人の立場で被告となっている職員等に対し、損害賠償等を求める請求であるところ、これについて、地方公共団体の長等に対し、職員等へ損害賠償等の請求をすることを求める請求に改めることとしたいと考えおり、そのような改正事項を盛り込んだ地方自治法等の一部を改正する法律案を去る三月九日に国会へ提出したところである。

(答弁通知書受領)

一、去る十六日、内閣から、衆議院議員北川れん子君提出R.I.・研究所等廃棄物処理処分に関する

要があり、これに日時を要するため、平成十三年四月十八口までに答弁する旨の国会法第七十

五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

る質問に對して、質問事項について検討する必

要があり、これに日時を要するため、平成十三年四月十八口までに答弁する旨の国会法第七十

五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

二 保険法第一条第三号に定める金融機関

次に掲げる業務

イ 保険法第五条に規定する特定保険関係

が成立した貸付けについて商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百六十二条

第一項の規定に基づき取得した貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する

業務

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案  
右  
平成十三年一月六日  
内閣総理大臣 森 嘉朗

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案  
左  
平成十三年一月六日  
内閣総理大臣 森 嘉朗

(住宅金融公庫法の一部改正)

第一条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第一百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第十項中「次項において『を』以下」に改める。

第二十一条の四第三項中「第一項」の下に「及び次条」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二十一条の四第三項中「第一項」の下に「及び次条」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(貸付金の償還方法等の特例)

第二十一条の五 第十七条第十項又は第十一項の規定による貸付金で同条第十項第一号に掲げる建築物(建替えに係るものに限る。)の住宅部分高齢者(主務省令で定める年齢以上の者に限る。以下この条において同じ。)が自ら居住する住宅に係るものに限る。)に係るもの

の償還は、第二十一条第一項及び第七項並びに前条第一項の規定にかかる。

3 公庫は、資金繰りのため必要があるとき

は、第一項に規定する政府からの借入金の借入の予算で定める限度額及び次条第一項に規定する住宅金融公庫債券(以下この項にお

いて「公庫債券」という。)の発行の予算で定める限度額の合計額に相当する金額から既に借

官報(号外)

り入れている借入金の借入れの額及び既に発行している公庫債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額(当該金額が第二十五条の規定により定めた短期借入金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額)を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入金をすることができる。

4 前項の規定による短期借入金は、当該短期借入金をした事業年度内に償還しなければならない。

第二十七条の三第三項中「前条第三項」を「第一条第五項」に改め、同条第八項中「(明治三十二年法律第四十八号)」を削る。

附則第七項及び第八項中「平成十三年三月三十日」を「平成十八年三月三十日」に改め、同条第十一項及び第八項中「平成十三年三月三十日」を「平成十八年三月三十日」に改める。

(北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)

第二条 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改める。

附則第四項中「平成十三年三月三十日」を「平成十八年三月三十日」に改める。

(住宅融資保険法の一改正)

第二条 住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(保険関係が成立する貸付け)

第四条 前条第一項の保険関係(以下「保険関係」という。)が成立する貸付けは、住宅の建設、住宅の建設に伴い通常必要とされる施設(以下「施設」という。)の建設、住宅若しくは施設の建設に必要な土地若しくは借地権の取得又は住宅若しくは施設の建設に必要な土地の造成のための貸付けでなければならない。

第五条中「又は」の下に「民事再生法(平成十一年法律第二百一十五号)第三十三条の規定による再生手続開始の決定」を、「百分の九十九」の下

に「(公庫が承認した貸付けに係る保険関係(以下「特定保険関係」という。)にあつては、「百分の百」)を加える。

第八条中「基いて」を「基づいて」に、「受入」を「受入れ」に改め、「百分の九十」の下に「(特定保険関係に基づいて支払うべきものにあつては、「百分の百」)」を加える。

第十条中「得た額」の下に「(特定保険関係に基づく保険金の支払を受けた金融機関にあつては、その支払の請求をした後支払を受けるまで

の間に貸付金の回収をした額)」を加える。

第十一條中「貸付」を「貸付け」に改め、同条に次のたゞし書を加える。

ただし、特定保険関係が成立した貸付けについて保険金の支払を受けたときは、この限りでない。

第十五条中「十万円」を「二十万円」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附則

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(勤労者財産形成促進法の一改正)

第二条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條中「第三項又は第四項」を「第五項又は第六項」に改める。

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一改正)

第四条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第七十七條第七項中「第二十三條第一項第二号」を「第二十三條第一項第二号」に改める。

理由

住宅金融公庫による資金の貸付けについて特別の割増貸付制度の適用期限の延長等を行うとともに、同公庫による住宅融資保険についてその担保率を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の目的及び要旨

本案は、国民の良質な住宅の取得と住宅市街地の居住環境の改善の促進を図るために、住宅金融公庫(以下「公庫」という。)の行う融資制度及び住宅融資保険制度について所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 住宅市街地における土地の合理的かつ健全な利用に寄与する建築物(建替えに係るものに限る。)に係る高齢者に対する公庫の貸付金については、死亡時に一括償還をする方法によることができるものとすること。

2 公庫は、資金繰りのため必要があるときは、主務省令で定める金融機関から短期借入金をすることができるものとすること。

3 特別割増貸付制度の適用期限を、平成十八年三月三十一日まで延長するものとすること。

4 公庫が承認した貸付けに係る保険関係にあっては、住宅融資保険の担保率を百分の九十から百分の百に引き上げるものとすること。

5 保険関係が成立する貸付けの要件について、貸付期間に係るものと廃止するものとすること。

6 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

二 本案施行に要する経費

平成十三年度一般会計予算(国土交通省所管)に四千四百三十億円が計上されている。

右報告する。

平成十三年三月十六日

一 行政改革大綱(平成十二年十一月一日閣議決定)の趣旨を踏まえ、住宅金融公庫の業務について、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた整理・合理化に努めること。

二 住宅金融公庫の融資については、障害者、高齢者等社会的弱者の居住の安定、シックハウス問題への対応等、政策誘導機能を重視したものとなるよう努めること。

三 死亡時一括償還融資については、利用者が高齢者であることに十分配慮し、適確な理解の上で利用されるよう関係者の指導、制度の周知等に努めること。

理由

地の居住環境の改善の促進を図るための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

一 議案の可決理由

本案は、国民の良質な住宅の取得と住宅市街地の居住環境の改善の促進を図るために、住宅金融公庫による資金の貸付けについて特別の割増貸付制度の適用期限の延長等を行うとともに、同公庫による住宅融資保険についてその担保率を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

二 内閣総理大臣 森 喜朗

右国会に提出する。

平成十三年一月六日

高齢者の居住の安定確保に関する法律  
目次

第一章 総則(第一条—第三条)
第二章 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録等
第一節 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録等
(第四条 第十六条)
第二節 指定登録機関(第十七条—第二十九条)
第三章 高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進
第一節 供給計画の認定等(第三十条—第四十条)
第二節 高齢者向け優良賃貸住宅の供給に対する支援措置(第四十一条—第四十七条)
第四章 地方公共団体等による高齢者向けの優良な賃貸住宅の供給の促進等(第四十八条—第五十五条)
第五章 終身建物賃貸借(第五十六条—第七十五条)
第六章 加賃対応構造等を有する住宅への改良に対する支援措置(第七十六条—第七十七条)
第七章 高齢者居住支援センター(第七十八条—第八十八条)
第八章 雑則(第八十九条—第九十条)
第九章 罰則(第九十一条—九十四条)
附則
第一章 総則 (目的)
第一条 この法律は、高齢者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度を設けるとともに、良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進するための措置を講じ、併せ

て高齢者に適した良好な居住環境が確保され高齢者が安定的に居住することができる賃貸住宅について終身建物賃貸借制度を設ける等の措置を講ずることにより、高齢者の居住の安定の確保を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

## (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、高齢者の居住の安定の確保を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

## (基本方針)

第三条 國土交通大臣は、高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、高齢者のための住宅の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 高齢者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な事項

二 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する基本的な事項

三 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する基本的な事項

四 保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、高齢者の居住の安定の確保に関する重要な事項

六 國土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、総務大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 國土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第一章 総則

第一条 この法律は、高齢者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度を設けるとともに、良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進するための措置を講じ、併せ

用する。

## 第一章 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録等

## 第一節 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録等

## (登録の拒否)

- 第七条 都道府県知事は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その登録を拒否しなければならない。
- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - 2 第十四条第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して一年を経過しない者
  - 3 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前二号のいずれかに該当するもの

第五条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

## (登録の申請)

第六条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

## (登録の拒否)

第七条 都道府県知事は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その登録を拒否しなければならない。

## (登録の拒否)

第八条 第四条の規定による登録を受けた高齢者円滑入居賃貸住宅(以下「登録住宅」という。)の賃貸人は、第五条各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、都道府県知事に変更の登録を申請しなければならない。

## (登録の変更)

第九条 都道府県知事は、国土交通省令で定めるところにより、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

## (登録簿の閲覧)

第十条 登録住宅の賃貸人は、当該登録住宅に入



(登録事務規程)

第二十二条 指定登録機関は、登録事務に関する規程(以下「登録事務規程」という。)を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 都道府県知事は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その登録事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の備付け等)

第二十三条 指定登録機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定登録機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録事務に関する書類で国土交通省令で定めるものを作成し、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十四条 都道府県知事は、登録事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

第二十五条 都道府県知事は、登録事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるとときは、指定登録機関に対し、登録事務に関する報告を求め、又はその職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、登録事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

官報(号外)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録事務の休廃止)

2 都道府県知事は、前項の許可をしたときは、

その旨を公示しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により登録事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

2 都道府県知事は、前項の許可をしたときは、

その旨を公示しなければならない。

(都道府県知事による登録事務の実施)

2 都道府県知事は、指定登録機関が第

二十六条第一項の規定により登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若し

くは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の中止により登録事務の全部若しくは一部を自ら行うものとする。

2 都道府県知事は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十七条第四項の規定により読み替えて適用する第六条(第八条第二項において準用する場合を含む。)、第七条(第八条第二項において準用する場合を含む。)、第九条又は第十

五条の規定に違反したとき。

二 第二十一条第二項、第二十三条又は前条第一項の規定に違反したとき。

いと認めるとき。

六 登録事務に関する著しく不適当な行為をしたとき、又は法人にあってはその役員が登録事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

七 不正な手段により指定を受けたとき。

3 都道府県知事は、前二項の規定により登録事務若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

4 都道府県知事による登録事務の実施

2 前項の規定により指定登録機関に認められた手数料は、当該指定登録機関の収入とする。

3 第三章 高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進

(第一節 供給計画の認定等)

2 都道府県知事は、前項の規定により登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若し

くは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の中止により登録事務の全部若しくは一部を自ら行うものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により登録事務を行つこととし、又は同項の規定により行つて

いる登録事務を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3 都道府県知事が、第一項の規定により登録事務を行うこととし、第二十六条第一項の規定に

より登録事務の廃止を許可し、若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は第一項の規定により行つて登録事務を行わないこととする場合における登録事務を行つたとき。

四 第二十二条第三項又は第二十四条の規定による命令に違反したとき。

五 第十九条各号に掲げる基準に適合していな

二年法律第六十七号(第二百二十七条の規定に基づき登録に係る手数料を徴収する場合においては、第十七条の規定により指定登録機関が行

う登録を受けようとする者に、条例で定めることにより、当該手数料を当該指定登録機関に納めさせることができる。

2 前項の規定により指定登録機関に認められた手数料は、当該指定登録機関の収入とする。

3 第三章 高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進

(第一節 供給計画の認定)

2 都道府県知事は、前項の規定により登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若し

くは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の中止により登録事務の全部若しくは一部を自ら行うものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により登録事務を行つこととし、又は同項の規定により行つて

いる登録事務を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3 都道府県知事が、第一項の規定により登録事務を行つたとき、第二十六条第一項の規定に

より登録事務の廃止を許可し、若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は第一項の規定により行つて登録事務を行わないこととする場合における登録事務を行つたとき。

四 第二十二条第三項又は第二十四条の規定による命令に違反したとき。

五 賃貸住宅の入居者の資格並びに入居者の募

集及び選定の方法に関する事項

第一十九条 都道府県は、地方自治法(昭和二十

<p><b>七 賃貸住宅の入居者の家賃その他賃貸の条件に関する事項</b></p> <p>八 賃貸住宅の管理を委託し、又は賃貸住宅を転貸の事業を行つ者(以下「転貸事業者」という。)に賃貸する場合にあつては、当該委託を受けた者又は転貸事業者の氏名又は名称及び住所</p> <p>九 前二号に掲げるもののほか、賃貸住宅の管理の方法</p> <p>十 その他国土交通省令で定める事項</p> <p>(認定の基準)</p> <p>第三十二条 都道府県知事は、前条第一項の認定(以下「計画の認定」という。)の申請があつた場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。</p> <p>一 賃貸住宅の戸数が、国土交通省令で定める戸数以上であること。</p> <p>二 賃貸住宅の規模並びに構造及び設備(加齢対応構造等を除く。)が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>三 賃貸住宅の加齢対応構造等が、第五十八条第一号に規定する基準又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>四 賃貸住宅の整備に関する資金計画が、当該整備を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>五 賃貸住宅の管理の期間が、国土交通省令で定める期間以上であること。</p> <p>六 賃貸住宅の入居者の資格を、自ら居住するため住宅を必要とする高齢者(国土交通省令で定める年齢その他の要件に該当する者に限</p>	<p>る。以下この号において同じ。)又は当該高齢者と同居するその配偶者(婚姻の届出をしていないが事實上夫婦と同様の関係にあるもの)を含む。以下同じ。)とするものであること。</p> <p>七 賃貸住宅の入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。</p> <p>八 賃貸住宅の入居者の募集及び選定の方法並びに賃貸の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。</p> <p>九 賃貸住宅の賃貸人(賃貸住宅の管理を委託し、又は賃貸住宅を転貸事業者に賃貸する場合にあっては、当該委託を受けた者又は転貸事業者が、賃貸住宅の管理に必要な資力及び信用並びにこれを的確に行うために必要な他の能力を有する者で国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>十 第六号から前号までに掲げるもののほか、賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>十一 その他基本方針に照らして適切なものであること。</p> <p>(計画の認定の通知)</p> <p>第三十二条 都道府県知事は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)及び関係市町村長(特別区の長を含む。)に通知しなければならない。</p> <p>(供給計画の変更)</p> <p>第三十三条 認定事業者は、当該計画の認定を受けた供給計画(以下「認定計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、都道府県知事の認定を受</p>
<p>けなければならない。</p> <p>2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>(助言及び指導)</p> <p>第三十四条 地方公共団体は、認定事業者に対し、基本方針を勘案し、認定計画(前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)に基づき整備が行われる又は行われた賃貸住宅(認定計画に定められた管理の期間が経過したもの)を除く。以下の「高齢者向け優良賃貸住宅」という。)の整備及び管理に必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。</p> <p>(高齢者向け優良賃貸住宅の登録の申請)</p> <p>第三十五条 認定事業者は、高齢者向け優良賃貸住宅について、入居者の募集に先立ち、第五条の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の登録の申請をしなければならない。ただし、当該高齢者向け優良賃貸住宅を転貸事業者に賃貸するときは、この限りでない。</p> <p>2 認定事業者は、高齢者向け優良賃貸住宅を転貸事業者に賃貸するときは、当該高齢者向け優良賃貸住宅について、転貸事業者が入居者の募集に先立ち第五条の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の登録の申請をするよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(高齢者向け優良賃貸住宅の目的外使用)</p> <p>第三十六条 認定事業者は、高齢者向け優良賃貸住宅の全部又は一部について、国土交通省令で定める期間以上第三十二条第六号に規定する資格を有する入居者が確保できないときは、都道府県知事の承認を受けて、当該全部又は一部を当該資格を有する者以外の者に賃貸し、又は転</p>	<p>けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により賃貸し、又は転貸事業者に転貸させる場合においては、当該賃貸借又は転貸借を、借地借家法(平成二年法律第九十号)第38条第一項の規定による建物賃貸借(以下「定期建物賃貸借」という。)(国土交通省令で定期建物賃貸借とするよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(報告の徵収)</p> <p>第三十七条 都道府県知事は、認定事業者に対し、高齢者向け優良賃貸住宅の整備又は管理の状況について報告を求めることができる。</p> <p>(地位の承継)</p> <p>第三十八条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から高齢者向け優良賃貸住宅の敷地の所有権その他当該高齢者向け優良賃貸住宅の整備及び管理に必要な権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。</p> <p>(改善命令)</p> <p>第三十九条 都道府県知事は、認定事業者が認定計画に従つて高齢者向け優良賃貸住宅の整備又は管理を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(計画の認定の取消し)</p> <p>第四十条 都道府県知事は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消すことができる。</p>



しくは第四項又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「高齢者居住法」という。)第四十四条第一項」と、同条第八項中「第一項」とあるのは第一項(高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)と、同法第十二条中「第八条」とあるのは「第八条(高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、同法第十二条中「第八条」とあるのは「第八条(高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

(公庫等の融資に当たっての配慮)

第四十五条 公庫及び沖縄振興開発金融公庫は、法令及びその事業計画の範囲内において、高齢者向け優良賃貸住宅の整備が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

(農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例)

第四十六条 認定事業者が農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十一条)第二条第二項の政令で定める都市計画区域に係る市街化区域(都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第七条第一項の規定による市街化区域をいう。)の区域内にある農地(採草放牧地を含む。)を転用し、その土地に高齢者向け優良賃貸住宅を建設する場合においては、当該高齢者向け優良賃貸住宅が農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法第二条第二項に規定する特定賃貸住宅に該当しないものであつても、その規模、構造及び設備が同項の国土交通省令で定める基準に適合し、かつ、同項第一号に掲げる条件に該当する一団地の住宅を同項に規定する特定賃貸住宅とみなして、同法の規定を適用する。

（資金の確保等）

第四十七条 国及び地方公共団体は、高齢者向け優良賃貸住宅の整備のために必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努めるものとする。

## 第四章 地方公共団体等による高齢者向けの優良な賃貸住宅の供給の促進等

(地方公共団体は、その区域内においては、住宅の供給)

第四十一条 増不全在地内にて高齢者向け優良賃貸住宅その他の良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅(第五十条

において「高齢者向けの優良な賃貸住宅」という。(が不足している場合には、基本方針

に従つて、その整備及び管理に努めなければならぬ。

(地方公共団体に対する費用の補助)  
第四十九条 国は、地方公共団体が次に掲げる基

準に適合する賃貸住宅の整備及び管理を行う場合においては、予算の範囲内において、政令で

定めることにより、当該賃貸住宅の整備に要する費用の一部を補助することができる。

賃貸住宅の規模及び設備(加断対応構造等を除く。)が、国土交通省令で定める基準に適

二 貸貸住宅の加齢対応構造等が、第五十八条  
合するものであること。

第二号口に規定する基準又はこれに準するものとして国土交通省令で定める基準に適合する。

るものである」と

ため住宅を必要とする高齢者(国土交通省令で定める年齢その他の要件に該当する者に限る。以下この号において同じ。)又は当該高齢者と同居するその配偶者とするものであるこ

平成十三年三月二十二日 衆議院会議録第十五号

高齢者の居住の安定確保に関する法律案及び同報告書

四 貸貸住宅の入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。
五 貸貸住宅の入居者の募集及び選定の方法並びに貸貸の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。
六 前二号に掲げるもののほか、貸貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
七 その他基本方針に照らして適切なものであること。
八 國は、地方公共団体が入居者の居住の安定を図るため前項の貸貸住宅の家賃を減額する場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その減額に要する費用の一部を補助することができる。
(公団又は公社に対する供給の要請)
第五十条 地方公共団体は、自ら高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備及び管理を行なうことが困難であり、又は自ら高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備及び管理を行うのみではその不足を補つことができないと認めるときは、公団又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)に対し、国土交通省令で定めるところにより、高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備及び管理を行うよう要請することができる。
(要請に基づき供給する公団に対する費用の負担及び補助)
第五十一条 公団は、前条の規定による要請に基づいて第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する貸貸住宅の整備及び管理を行うときは、その費用の一部を公団が負担する。
第五十二条 公社が第五十条の規定による要請に基づいて第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する貸貸住宅の整備及び管理を行う場合には、その費用の一部を公社が負担する。
第五十三条 公社が第五十条の規定による要請に基づいて第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する貸貸住宅の整備及び管理を行う場合には、その費用の一部を公社が負担する。
第五十四条 國は、地方公共団体が前項の規定により補助を受ける限度において、政令で定めるところにより、当該貸貸住宅の整備に要する費用の一部又は入居者の居住の安定を図るため当該貸貸住宅の家賃を減額する場合における当該減額に要する費用の一部を負担することを求めることができる。
2 前項の場合において、地方公共団体が負担する費用の額及び負担の方法は、公団と地方公共団体とが協議して定める。
3 前項の規定による協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、国土交通大臣が裁定する。この場合において、国土交通大臣は、当事者の意見を聴くとともに、総務大臣と協議しなければならない。
4 國は、公団が前条の規定による要請に基づいて第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する貸貸住宅の整備及び管理を行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該貸貸住宅の整備に要する費用の一部又は入居者の居住の安定を図るため当該貸貸住宅の家賃を減額する場合における当該減額に要する費用の一部を補助することができる。
(要請に基づき供給する公社に対する費用の補助)
第五十五条 地方公共団体は、公団が第五十条の規定による要請に基づいて第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する貸貸住宅の整備及び管理を行う場合には、その費用の一部を公団が負担する。
第五十六条 地方公共団体は、公社が第五十条の規定による要請に基づいて第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する貸貸住宅の整備及び管理を行う場合には、その費用の一部を公社が負担する。
第五十七条 地方公共団体は、公団が第五十条の規定による要請に基づいて第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する貸貸住宅の整備及び管理を行う場合には、その費用の一部を公団が負担する。
第五十八条 國は、地方公共団体が前項の規定により補助を受ける場合においては、当該貸貸住宅の整備に要する費用の一部又は入居者の居住の安定を図るため当該貸貸住宅の家賃を減額する場合における当該減額に要する費用の一部を補助す
2 国は、地方公共団体が前項の規定により補助を受ける場合においては、当該貸貸住宅の整備に要する費用の一部又は入居者の居住の安定を図るため当該貸貸住宅の家賃を減額する場合における当該減額に要する費用の一部を補助す



一 終身賃貸事業者の氏名又は名称及び住所	り、次に掲げる事項を記載した事業認可申請書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。
二 賃貸住宅の位置	
三 賃貸住宅の戸数	
四 賃貸住宅の規模及び設備並びに加齢対応構造等の内容	四 賃貸住宅の規模及び設備並びに加齢対応構造等の内容
五 賃貸住宅の整備をして事業を行う場合にあつては、当該整備に関する資金計画	五 賃貸住宅の整備をして事業を行う場合にあつては、当該整備に関する資金計画
六 賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項	六 賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項
七 賃貸住宅の賃貸の条件に関する事項	七 賃貸住宅の賃貸の条件に関する事項
八 前二号に掲げるもののほか、賃貸住宅の管理制度の方法	八 前二号に掲げるもののほか、賃貸住宅の管理制度の方法
九 その他国土交通省令で定める事項	九 その他国土交通省令で定める事項
第五十九条 都道府県知事は、前条第一項の規定による供給計画の認定の中請と併せて行う場合には、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第五号までに掲げる事項の記載を省略することができる。	第五十九条 都道府県知事は、前条第一項の規定による供給計画の認定の中請と併せて行う場合には、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第五号までに掲げる事項の記載を省略することができる。
(認可の基準)	(認可の基準)
第五十八条 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請があった場合において、当該申請に係る事業が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、事業の認可をすることができる。	第五十八条 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請があった場合において、当該申請に係る事業が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、事業の認可をすることができる。
二 終身賃貸事業者が、当該事業の遂行に必要な資力及び信用並びにこれを的確に遂行するため必要なその他の能力が十分な者であることを。	二 終身賃貸事業者が、当該事業の遂行に必要な資力及び信用並びにこれを的確に遂行するため必要なその他の能力が十分な者であることを。
イ 賃貸住宅の規模及び設備(加齢対応構造等を除く。)が、国土交通省令で定める基準	イ 賃貸住宅の規模及び設備(加齢対応構造等を除く。)が、国土交通省令で定める基準
五 賃貸住宅の賃借人とならうとする者(一戸の賃貸住宅の賃借人とならうとする者が二人以上であるときは、当該賃借人とならうとする者(二戸以上であるときは、当該賃借人とならうとする者(すべて)から仮に入居する旨の申出がある場合においては、終身建物賃貸借に先立ち、その者を仮に入居させるため定期建物賃貸借をするものであること。	五 賃貸住宅の賃借人とならうとする者(一戸の賃貸住宅の賃借人とならうとする者が二人以上であるときは、当該賃借人とならうとする者(すべて)から仮に入居する旨の申出がある場合においては、終身建物賃貸借に先立ち、その者を仮に入居させるため定期建物賃貸借をするものであること。
六 賃貸住宅の賃貸の条件が、権利金その他の	六 賃貸住宅の賃貸の条件が、権利金その他の
四 口 賃貸住宅の加齢対応構造等が、段差のない床、浴室等の手すり、介助用の車いすで移動できる幅の廊下その他の加齢に伴って生ずる高齢者の身体の機能の低下を補い高齢者が日常生活を支障なく営むために必要な構造及び設備の基準として国土交通省令で定める基準に適合するものであること。	四 口 賃貸住宅の加齢対応構造等が、段差のない床、浴室等の手すり、介助用の車いすで移動できる幅の廊下その他の加齢に伴って生ずる高齢者の身体の機能の低下を補い高齢者が日常生活を支障なく営むために必要な構造及び設備の基準として国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
五 三 賃貸住宅の整備をして事業を行う場合にあつては、当該整備に関する資金計画と併せて行われる場合を除く。)にあつては、当該整備が当該賃貸住宅に係る第三十一条第一項の規定による供給計画の認定の申請と併せて行われる場合を除く。)にあつては、当該整備が当該賃貸住宅を確保に遂行するため適切なものであること。	五 三 賃貸住宅の整備をして事業を行う場合にあつては、当該整備に関する資金計画と併せて行われる場合を除く。)にあつては、当該整備が当該賃貸住宅を確保に遂行するため適切なものであること。
六 四 賃貸住宅において、公正証書による等書面によって契約をする建物の賃貸借(一戸の賃貸住宅の賃借人が二人以上であるときは、それぞれの賃借人に係る建物の賃貸借)であつて賃借人の死亡に至るまで存続し、かつ、賃借人が死してした時に終了するもの(以下「終身建物賃貸借」という。)をするものであること。	六 四 賃貸住宅において、公正証書による等書面によって契約をする建物の賃貸借(一戸の賃貸住宅の賃借人が二人以上であるときは、それぞれの賃借人に係る建物の賃貸借)であつて賃借人の死亡に至るまで存続し、かつ、賃借人が死してした時に終了するもの(以下「終身建物賃貸借」という。)をするものであること。
七 五 賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定めることとなる場合に備えて国土交通省令で定めることにより必要な保全措置が講じられるものであること。	七 五 賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定めることとなる場合に備えて国土交通省令で定めることにより必要な保全措置が講じられるものであること。
八 六 賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項	八 六 賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項
九 七 賃貸住宅の賃貸の条件に関する事項	九 七 賃貸住宅の賃貸の条件に関する事項
第十条 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請があった場合において、当該申請に係る事業が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、事業の認可をすることができる。	第十条 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請があった場合において、当該申請に係る事業が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、事業の認可をすることができる。
(事業の認可の通知)	(事業の認可の通知)
第五十九条 都道府県知事は、事業の認可をしたときは、速やかに、その旨を事業の認可を受けた終身賃貸事業者(以下「認可事業者」という。)に通知しなければならない。	第五十九条 都道府県知事は、事業の認可をしたときは、速やかに、その旨を事業の認可を受けた終身賃貸事業者(以下「認可事業者」という。)に通知しなければならない。
二 第六十一条 終身建物賃貸借においては、認可事業者は、次のいずれかに該当する場合に限り、都道府県知事の承認を受けて、当該賃貸借の解約の申入れをすることができる。	二 第六十一条 終身建物賃貸借においては、認可事業者は、次のいずれかに該当する場合に限り、都道府県知事の承認を受けて、当該賃貸借の解約の申入れをすることができる。
一 認可住宅の老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、家賃の価額その他の事情に照らし、当該認可住宅を、第五十八条第一号に掲げる基準等を勘案して適切な規模、構造及び設備を有する賃貸住宅として維持し、又は当該賃貸住宅に回復するのに過分の費用を要するに至ったとき。	一 認可住宅の老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、家賃の価額その他の事情に照らし、当該認可住宅を、第五十八条第一号に掲げる基準等を勘案して適切な規模、構造及び設備を有する賃貸住宅として維持し、又は当該賃貸住宅に回復するのに過分の費用を要するに至ったとき。
二 賃借人(一戸の認可住宅に賃借人が一人以上いるときは、当該賃借人のすべて)が認可住宅に長期間にわたって居住せず、かつ、当面居住する見込みがないことにより、当該認可住宅を適正に管理することが困難となつたとき。	二 賃借人(一戸の認可住宅に賃借人が一人以上いるときは、当該賃借人のすべて)が認可住宅に長期間にわたって居住せず、かつ、当面居住する見込みがないことにより、当該認可住宅を適正に管理することが困難となつたとき。
三 第六十二条 賃借地借家法第二十八条の規定は、前項の解約の申入れについては、適用しない。	三 第六十二条 賃借地借家法第二十八条の規定は、前項の解約の申入れについては、適用しない。
四 第六十三条 終身建物賃貸借においては、賃借人	四 第六十三条 終身建物賃貸借においては、賃借人

は、次のいずれかに該当する場合には、当該賃貸借の解約の申入れをすることができる。この場合において、当該賃貸借は、第一号から第三号までに掲げる場合にあっては解約の申入れの日から一月を経過すること、第四号に掲げる場合にあっては当該解約の期日が到来することによって終了する。

一 療養、老人ホームへの入所その他のやむを得ない事情により、賃借人が認可住宅に居住することが困難となつたとき。

二 親族と同居するため、賃借人が認可住宅に居住する必要がなくなったとき。

三 認可事業者が、第七十二条の規定による命令に違反したとき。

四 当該解約の期日が、当該申入れの日から六ヶ月以上経過する日に設定されているとき。

(強行規定)

第六十四条 前二条の規定に反する特約で賃借人に不利なものは、無効とする。

(賃借人死後<sup>亡</sup>後の同居者の一時居住)

第六十五条 終身建物賃貸借の賃借人の死亡(一戸の認可住宅に賃借人が一人以上いるときは、当該賃借人のすべての死亡。以下この条及び次条において同じ。)があつた場合又は期間付死終了する前に当該期間付死亡時終了建物賃貸借の賃借人の死亡(ある者を除く。)をいう。以下この条において同じ。)があつた場合においては、当該賃借人の死亡があつた時から同居者当該賃借人と同じく同居していた者(当該建物の賃貸借の賃借人である者を除く。)をいう。以下この条において同じ。)がそれを知つた日から一月を経過するまでの間(次条第一項に規定する同居配偶者等であつて同項又は同条第一項に規定する期間内に同条第一項本文又は第二項に規定する申出を

行つたものにあっては、当該賃借人の死(しが)があった時から同条第一項又は第二項の規定によると、契約をするまでの間に限り、当該同居者は、引き続き認可住宅に居住することができる。ただし、当該期間内に、当該同居者が死亡し若しくは認可事業者に反対の意思を表示し、又は従前の期間付死亡時終了建物賃借において定められた期間が満了したときは、この限り

3 前二項に定めるもののほか、前二項の規定により契約する建物の賃貸借の条件については、  
当該同居配偶者等と当該期間が満了する時まで存続する期間付死亡時終了建物賃貸借の契約をしなければならない。

3 認可事業者から認可住宅の敷地の所有権をその  
他当該認可住宅の整備及び管理に必要な権原をそ  
取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、  
当該認可事業者が有していた事業の認可に基づ  
く地位を承継することができる。  
(改善命令)

得ない事情により、賃借人が認可住宅に居住することが困難となつたとき。  
二 親族と同居するため、賃借人が認可住宅に居住する必要がなくなつたとき。  
三 認可事業者が、第七十二条の規定による命

2 前項の規定により引き続き認可住宅に居住する同居者は、認可事業者に対し、従前の建物の賃貸借と同一の家賃を支払わなければならぬい。

従前の建物の賃貸借と同一のもの（前払賃貸の額については、その算定の基礎が従前の前払賃貸額と同一であるもの）とする。

（借賃改定特約がある場合の借地借家法の特例）

第六十七条 借地借家法第三十二条の規定は、終

四 当該解約の期日が、当該申入れの日から六  
月以上経過する日に設定されているとき。  
  
(強行規定)

がある場合には、適用しない。  
（譲渡又は転貸の禁止）  
第六十八条 認可住宅の賃借人は、その借家権を譲渡し、又は転貸してはならない。  
（助言及び旨意）

各号のいずれかに該当するときは、事業の認可を取り消すことができる。

- 一 第七十一条第一項の規定に違反したとき。
- 二 前条の規定による命令に違反したとき。
- 三 不正な手段により事業の認可を受けたと

(賃借人死後の同居者の一時居住)

その賃借者（以下「前記の新規ヘリコトロードの賃借者等」といふ。）が、当該賃借者の死亡があつたことを知った日から一月を経過する日までの間に認可事業者に対し認可住宅にする旨を申請する。

**第六十九条** 都道府県知事は、認可事業者に対する助言及び指導を行うよう努めるものとする。

き。  
2 第五十九条の規定は、都道府県知事が前項の規定による取消しをした場合について準用する。  
(事業の発上)

条において同じ。)があつた場合又は期間付死了する前に当該期間付死亡時終了建物賃貸借の了する前に当該期間付死亡時終了建物賃貸借の賃借人の死亡があった場合には、当該賃借人の借入人の死亡があつた時から同居者(当該賃借人

引き続き居住する旨の申出を行ったときは、可事業者は、当該同居配偶者等と終身建物賃貸借の契約をしなければならない。ただし、当該申出に併せて第六十一条の規定による申出があつたときは、当該同居配偶者等と期間付死亡保険契約をしなければならない。

**第七十一条** 都道府県知事は、認可事業者に対し、  
認可住宅の管理の状況について報告を求める、  
とができる。  
**(地位の承継)**

**第七十四条** 認可事業者は、当該認可を受けた事業を廃止しようとするときは、都道府県知事の旨届け出なければならない。  
事業の認可は、前項の規定による届出がある日から将来に向かってその効力を失う。

期間付死亡時終了建物賃貸借において定められた期間が満了する前に当該期間付死亡時終了建物賃貸借の賃借人の死亡があった場合において、同居配偶者等が、当該賃借人の死亡があつたい。

可事業者が有していた事業の認可に基づく地位を承継する。

(事業の認可の取消し等後の建物賃貸借契約の効力)



分して整理しなければならない。

一 第八十一条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

二 第八十一条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

三 第八十二条第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれに附帯する業務

（帳簿の備付け等）

第八十五条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものと記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるものほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

（監督命令）

第八十六条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告、検査等）

第八十七条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するために必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関する命令をすることができる。

（国土交通大臣の権限の委任）

（大都市等の特例）

第八十九条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（都道府県の特例）

第九十条 この法律中都道府県知事の権限に属する事務（第二章及び第五十五条第一項において準用する公営住宅法第四十五条第三項に規定する事務並びに地方自治法第二百五十二条の十九

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

（指定の取消し等）

第八十八条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第七十九条第二項及び第八十三条から第八十五までの規定に違反したとき。

二 第八十二条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

三 第八十二条第三項又は第八十六条の規定による命令に違反したとき。

四 第七十八条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

第七章 雑則

（第七十八条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき）

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（第七十九条 雑則）

（国土交通大臣の権限の委任）

（大都市等の特例）

第八十九条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（都道府県の特例）

第九十条 この法律中都道府県知事の権限に属する事務（第二章及び第五十五条第一項において準用する公営住宅法第四十五条第三項に規定する事務並びに地方自治法第二百五十二条の十九

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

は中核市（以下「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第一項の規定に違反して、その職務に知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

二 第二十七条第二項の規定による登録事務の停止の命令に違反した者

三 第九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十二条第一項の規定による補助を受けた認定事業者であって、当該補助に係る高齢者向け優良賃貸住宅についての第三十九条の規定による都道府県知事の命令に違反したも

の

二 第四十二条第一項の規定に違反した者

三 第九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第一項又は第八十五条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

二 第二十三条第一項又は第八十五条第一項の規定に違反した者

三 第二十五条第一項、第三十七条规定

2 この法律の施行の日から第二章等の規定の施行の日までの間における第三十五条第二項の規定の適用については、同項中「入居者の募集に先立ち」とあるのは、「第二章の規定の施行後遅滞なく」とする。

（経過措置）

第二条 第二章等の規定の施行前に入居者の募集を行った高齢者向け優良賃貸住宅についての第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「入居者の募集に先立ち」とあるのは、「第二

章の規定の施行後遅滞なく」とする。

2 この法律の施行の日から第二章等の規定の施行の日までの間における第三十五条第二項の規定の適用については、同項中「入居者の募集に先立ち」とあるのは、「第二

章の規定の施行後遅滞なく」とする。

2 この法律の施行の日から第二章等の規定の施行の日までの間における第三十五条第二項の規定の適用については、同項中「入居者の募集に先立ち」とあるのは、「第二

章の規定の施行後遅滞なく」とあるのは、「第二

者

五 第二十五条第一項又は第八十七条第一項の規定による質問に対しても答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

六 第二十六条第一項の規定による許可を受けないで登録事務の全部を廃止した者

第七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

官報 (号) 外

<p>高齢者の居住の安定確保に関する法律第五十 (不動産登記法の一部改正)</p> <p>第三条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十 四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一百三十二条第一項中「第三十九条第一項」の 下に「若クハ高齢者の居住の安定確保に関する 法律(平成十三年法律第二十号)第五十六条」 を加え、「同法を「借地借家法」に改め、同条第 二項の次に次の一項を加える。</p>	
<p>高齢者の居住の安定確保に関する法律第五十 (平成十三年法律第二十号)</p> <p>第六条 定アル賃借権ノ設定ノ登記ヲ申請スル 場合ニ於テハ申請書ニ同条ノ書面ヲ添附スル (地方自治法の一部改正)</p>	
<p>高齢者振興開発金融公庫法の一部改正)</p> <p>第五条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年 法律第三十一号)の一部を次のように改正す る。</p> <p>第三十五条第一項中「の貸付けを受けた者で 同号ハの規定に該当するもの」をその他政令で 定める資金の貸付けを受けた者で同号ハ又はヘ の規定に該当するもの(同号ヘの規定に該当す るものにあつては、政令で定めるものに限 る。)に改める。</p> <p>第三十七条第一項中「同号ハ、ニ又はホ」を 「同号ハ、からまで」に改め、「該当するもの」 下に「(同号ヘの規定に該当するものにあつて は、政令で定めるものに限る。」を加える。</p>	<p>高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進するための措置 を講じ、併せて高齢者に適した良好な居住環境が 確保され高齢者が安定的に居住することができます 賃貸住宅について終身建物賃貸借制度を設ける等 の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案 を提出する理由である。</p> <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律案 (内閣提出)に関する報告書</p> <p>本邦は、我が国における急速な高齢化の進展 に対応して、主として賃貸住宅に入居する高齢 者の居住の安定の確保を図るために、高齢者田滑 度の創設等の措置を講じようとするもので、そ の主な内容は次のとおりである。</p> <p>1 國土交通大臣は、高齢者の居住の安定の確 保に関する基本的な方針を定め、これを公表 しなければならないものとすること。</p> <p>2 高齢者の人居を受け入れることとしている 高齢者円滑人居賃貸住宅の登録制度を設け、 登録住宅の情報を提供するとともに、当該住 宅に入居する高齢者の家賃に係る債務保証制 度を設けるものとすること。</p> <p>3 良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸 住宅の供給を促進するため、高齢者向け優良 賃貸住宅の供給計画の認定期度を設けること もに、それらの整備に要する費用の一部又は 家賃の減額に要する費用の一部に対する国及 び地方公共団体の補助等の支援措置を講じる ものとすること。</p> <p>4 高齢者に適した良好な居住環境が確保され るもののあつては、政令で定めるものに限 る。)に改める。</p> <p>第三十七条第一項中「同号ハ、ニ又はホ」を 「同号ハ、からまで」に改め、「該当するもの」 下に「(同号ヘの規定に該当するものにあつて は、政令で定めるものに限る。」を加える。</p>
<p>理由</p> <p>高齢者の居住の安定の確保を図るため、高齢者 の田滑な人居を促進するための賃貸住宅の登録制 度を設けるとともに、良好な居住環境を備えた高</p>	<p>コトヲ要ス但登記原因ヲ証スル書面ガ執行力 アル判決ナルトキハ此限ニ在ラズ</p> <p>別表第一に次のように加える。</p> <p>第四条 地方自治法の一部を次のように改正す る。</p> <p>第五十五条第二項において準用する公営住宅法第四十五 条第三項の規定により都道府県が処理することとされて いる事務</p>

保に関する基本的な方針を定め、これを公表  
しなければならないものとすること。

2 高齢者の人居を受け入れることとしている  
高齢者円滑人居賃貸住宅の登録制度を設け、  
登録住宅の情報を提供するとともに、当該住  
宅に入居する高齢者の家賃に係る債務保証制  
度を設けるものとすること。

3 良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸  
住宅の供給を促進するため、高齢者向け優良  
賃貸住宅の供給計画の認定期度を設けること  
もに、それらの整備に要する費用の一部又は  
家賃の減額に要する費用の一部に対する国及  
び地方公共団体の補助等の支援措置を講じる  
ものとすること。

4 高齢者に適した良好な居住環境が確保され  
るもののあつては、政令で定めるものに限  
る。)に改める。

第三十七条第一項中「同号ハ、ニ又はホ」を  
「同号ハ、からまで」に改め、「該当するもの」  
下に「(同号ヘの規定に該当するものにあつて  
は、政令で定めるものに限る。」を加える。

保に関する基本的な方針を定め、これを公表  
しなければならないものとすること。

2 高齢者の人居を受け入れることとしている  
高齢者円滑人居賃貸住宅の登録制度を設け、  
登録住宅の情報を提供するとともに、当該住  
宅に入居する高齢者の家賃に係る債務保証制  
度を設けるものとすること。

3 良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸  
住宅の供給を促進するため、高齢者向け優良  
賃貸住宅の供給計画の認定期度を設けること  
もに、それらの整備に要する費用の一部又は  
家賃の減額に要する費用の一部に対する国及  
び地方公共団体の補助等の支援措置を講じる  
ものとすること。

4 高齢者に適した良好な居住環境が確保され  
るもののあつては、政令で定めるものに限  
る。)に改める。

第三十七条第一項中「同号ハ、ニ又はホ」を  
「同号ハ、からまで」に改め、「該当するもの」  
下に「(同号ヘの規定に該当するものにあつて  
は、政令で定めるものに限る。」を加える。

5 加賃対応構造等にするために高齢者が自ら  
居住する住宅について行う改良に係る住宅金  
融公庫の貸付金については、死亡時に一括償  
還をする方法によることができるものとし、  
当該貸付け等に係る債務保証制度を設けるも  
のとすること。

6 國土交通大臣は、2及び5の債務保証をす  
る」と並びに高齢者の居住の安定の確保に  
する調査、研究等をすることを業務とする財  
團法人の高齢者居住支援センターを指定でき  
るものとすること。

7 この法律は、公布の日から起算して四月を  
超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、2、5及び6の規定は、  
公表の日から起算して六月を超えない範囲内  
において政令で定める日から施行する。

議案の可決理由

本案は、我が国における急速な高齢化の進展  
に対応し、高齢者の居住の安定を確保するため  
の措置として妥当なものと認め、可決すべきも  
のと議決した次第である。

なお、本案に對し、別紙のとおり附帯決議を  
付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成十三年度一般会計予算(国土交通省所管)  
に約百四十五億円が計上されている。

右報告する。

平成十三年三月十六日

國土交通委員長 赤松 正雄  
衆議院議長 総務 民輔殿  
(別紙)

政府は、本法の施行に当たり、特殊法人等への  
事務・事業の委託・特殊法人等の業務の追加)等に  
ついては、行政改革大綱(平成十二年十一月一日  
閣議決定)の趣旨を踏まえ、真に必要なものに限  
定するとともに、その実施に当たっては透明性の  
確保と業務運営の効率化に努めること。

右 認を求めるの件

放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承  
認を求めるの件

国会に提出する。

平成十三年二月二十三日

内閣総理大臣 森 嘉朗





受信料が支払われる回数を算定する。

衛星カラーコード	訪問	集金	2,340円	13,390円	26,100円
衛星普通コード	訪問	集金	1,850円	10,630円	20,740円
特別契約コード	訪問	集金	1,055円	6,030円	11,760円
			1,005円	5,730円	11,180円

別表第4 受信料額(単繩県)

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
カラーコード	訪問	集金	1,240円	7,110円
カラーコード	訪問	座席	振込	1,190円
普通コード	訪問	集金	750円	4,350円
普通コード	訪問	座席	振込	700円
カラーコード	訪問	集金	2,185円	12,550円
カラーコード	訪問	座席	振込	2,135円
普通コード	訪問	集金	1,695円	9,790円
普通コード	訪問	座席	振込	1,645円

## 1 計画概説

21世紀を迎える放送の世界は、デジタル化の潮流の中で、大きな変革の波に直面している。このような状況のもと、平成13年度の日本放送協会の事業運営にあたっては、公共放送の使命と責任を深く認識し、視聴者の要望にこたえ、社会のよりどころとなる公正な報道と多様で質の高い放送番組の放送を行うとともに、衛星デジタル放送の普及促進や新しい放送技術の研究開発等に積極的に取り組み、新たな放送文化の創造を目指す。

あわせて、協会の主たる経営財源が視聴者の負担することを深く認識し、業務全般にわたる改革とその実行を一層推進し、効率的な業務運営を徹底するとともに、受信料の増加と受信料の確実な収納に努め、視聴者に理解され、かつ、信頼される公共放送を実現していく。

(1) テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、テレビジョン放送局、中波放送局及びFM放送局の建設を行うとともに、ハイビジョン放送充実のための設備の整備及び老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新整備等を行う。

(2) 放送番組については、多様な視聴者の要望にこたえて、番組の充実を図り、公共放送の使命に従事し、信頼感のある公正で的確なニュース・情報番組及び人々の共感を呼ぶ豊かで潤いのある番組の放送に努めるとともに、地域に密着した放送サービス及び障害者や高齢者に向けた放送サービスの充実を図る。

また、第19回参議院議員通常選挙及び第19回冬季オリンピック・ソルトレークシティー大会の放送番組を特別編成する。

(3) 国際間の相互理解と国際交流に貢献するとともに、海外の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、テレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の充実を図る。

(4) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度に対する理解促進を図り、受信料の増加と受信料の確実な収納に努める。

(5) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層深めるため、広報活動を積極的に推進するとともに、視聴者の意向の把握と反映に努める。また、情報公開に積極的に取り組む。

(6) 調査研究については、デジタル放送技術等新しい放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究の積極的推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、我が国の放送文化の発展に資する。

別表第5 多数契約一括支払における割引額

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額	
衛星カラーコード	衛星カラーコード	衛星普通コード
50件未満	200円	90円
50件以上100件未満	230円	
100件以上	300円	



海外への番組提供については、日本から世界に向けた映像情報の発信とともに、海外の日本人への情報提供を行う。放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これらに要する経費は、番組制作に1,953億8,178万4千円、番組の編成企画等に153億1,979万2千円で、総額2,107億157万6千円である。放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の増加に対し、効率的な保守運用を図る。

これらに要する経費は、646億4,771万3千円である。国内放送費総額は、2,753億4,928万9千円となり、前年度2,676億7,669万5千円に対して、76億7,259万4千円の増額となる。

## (2) 国際放送

日本の実情を迅速かつ的確に諸外国へ伝え、国際間の相互理解と諸外国との経済・文化交流の一層の促進に貢献するとともに、海外の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、テレビジョン国際放送及びラジオ国際放送を実施する。

テレビジョン国際放送については、1日24時間の放送時間とし、ニュース・情報番組の充実を図る。このほか、北米及び歐州向けの放送をそれぞれ1日7時間程度の放送時間で実施する。ラジオ国際放送については、1日65時間の放送時間とし、ニュース・情報番組の充実を図る。これらに要する経費は、総額68億3,091万6千円となり、前年度72億8,439万3千円に対して、4億5,347万7千円の減額となる。

## (3) 契約収納

受信料負担の公平を期するため、受信料制度に対する理解促進を図るとともに、効果的・効率的な営業活動を行い、受信契約の増加と受信料の確定化に努める。

これらに要する経費は、総額632億6,211万4千円となり、前年度624億448万2千円に対して、8億5,763万2千円の増額となる。

## (4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するとともに、衛星デジタル放送受信を促進するための積極的な普及活動を行う。これらに要する経費は、総額21億6,594万1千円となり、前年度21億688万5千円に対して、5,905万6千円の増額となる。

## (5) 広報

協会に対する視聴者の理解と信頼を一層深めるため、多様で効果的な経営広報を展開することも、視聴者との交流・対話活動を強化するなど、視聴者の意向の把握とその業務への反映に努める。また、財務及び業務の状況について、情報公開に積極的に取り組む。

これらに要する経費は、総額34億6,894万9千円となり、前年度32億9,127万円に対して、1億7,767万9千円の増額となる。

## (6) 調査研究

放送技術については、デジタル放送技術の研究開発やニュース音声の自動字幕化の精度向上と高遡化の研究をさらに推進するほか、放送技術発展のための基礎研究等を行う。放送番組に関し

ては、番組視聴状況調査を実施するなど視聴者の意向的確な把握を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究を行う。

これらに要する経費は、総額96億2,494万8千円となり、前年度91億8,215万4千円に対して、4億4,279万4千円の増額となる。

## (7) 給与

給与については、適正な水準の維持を図る。

これに要する経費は、総額1,429億244万9千円となり、前年度1,452億1,939万5千円に対して、23億1,694万6千円の減額となる。

## (8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職年金支出手当の増額により、総額562億4,603万円となり、前年度539億2,908万4千円に対して、23億1,694万6千円の増額となる。

## (9) 一般管理

一般管理については、大阪放送会館の移転経費の増等により、総額148億5,800万6千円となり、前年度145億7,470万6千円に対して、2億8,330万円の増額となる。

## (10) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。これらに係る収入は7億8,900万円、支出は6億9,200万円である。

## (11) その他

地上放送のデジタル化に伴うナログ周波数変更対策を実施する。これに係る収入は特別収入23億円、支出は特別支出23億円である。

## 4 受信契約件数

### (1) カラー契約

#### ア 有料契約見込件数

区	分	平成13年度	平成12年度	増減
年度 初頭契約件数		24,991,000	25,232,000	△ 241,000
年度 内新規契約件数		2,196,000	2,154,000	△ 42,000
年度 内解約件数		2,536,000	2,395,000	141,000
年度 内增加契約件数	△	340,000	△ 241,000	△ 99,000

#### イ 受信料免除見込件数

区	分	平成13年度	平成12年度	増減
年度 初頭免除件数		995,000	967,000	28,000
年度 内新規免除件数		65,000	70,000	△ 5,000
年度 内解約件数		41,000	42,000	△ 1,000
年度 内增加免除件数	△	24,000	△ 28,000	△ 4,000

(2) 普通契約  
ア 有料契約見込件数

区	分	平成 13 年度	平成 12 年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数		480,000	539,000	△ 59,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数		0	2,000	△ 2,000
年 度 内 解 約 件 数		60,000	61,000	△ 1,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△	60,000	59,000	△ 1,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成 13 年度	平成 12 年度	増 減
年 度 初 頭 免 除 件 数		68,000	71,000	△ 3,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数		2,000	2,000	0
年 度 内 解 約 件 数		6,000	5,000	1,000
年 度 内 増 加 免 除 件 数	△	4,000	3,000	△ 1,000

(3) 衛星カラー契約  
ア 有料契約見込件数

区	分	平成 13 年度	平成 12 年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数		10,673,000	9,972,000	701,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数		1,330,000	1,199,000	131,000
年 度 内 解 約 件 数		560,000	498,000	62,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数		770,000	701,000	69,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成 13 年度	平成 12 年度	増 減
年 度 初 頭 免 除 件 数		45,000	41,000	4,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数		7,000	8,000	△ 1,000
年 度 内 解 約 件 数		3,000	4,000	△ 1,000
年 度 内 増 加 免 除 件 数		4,000	△ 0	0

(参考1)

有料契約見込総数

区	分	カラーキャンペーン	普通契約	衛星カラー契約	星普通契約	黒普通契約	特別契約	合計
年 度 初 頭 契 約 件 数		24,991,000	480,000	10,673,000	42,000	13,000	36,199,000	0
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△	340,000	△ 60,000	770,000	0	0	370,000	0
年 度 末 契 約 件 数		24,651,000	420,000	11,443,000	42,000	13,000	36,569,000	0

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	カラーキャンペーン	普通契約	衛星カラー契約	合計
年 度 初 頭 契 約 件 数		253,000	7,000	53,000	313,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数		1,000	0	4,000	5,000
年 度 末 契 約 件 数		254,000	7,000	57,000	318,000

(参考2)

支払区分別受信契約件数

(1) カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度 初頭契約件数		3,909,000	20,216,000	866,000	24,991,000
年度内増加契約件数	△	42,000	△ 250,000	△ 48,000	△ 340,000
年度末契約件数		3,867,000	19,966,000	818,000	24,651,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		680,000	9,303,000	690,000	10,673,000
年度内増加契約件数		20,000	600,000	150,000	770,000
年度末契約件数		700,000	9,903,000	840,000	11,443,000

(2) 普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		180,000	70,000	3,000	253,000
年度内増加契約件数		0	1,000	0	1,000
年度末契約件数		180,000	71,000	3,000	254,000

(3) 特別契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		7,000	34,000	1,000	42,000
年度内増加契約件数		0	0	0	0
年度末契約件数		7,000	34,000	1,000	42,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		111,000	346,000	23,000	480,000
年度内増加契約件数	△	18,000	40,000	△ 2,000	△ 60,000
年度末契約件数		93,000	306,000	21,000	420,000

5 要員計画

区	分	要員数
事業運営関係		12,072人
合計		196

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内190人の純減を見込んだものである。

平成13年度資金計画

1 資金計画の概要  
平成13年度收支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額7,575億5,963万5千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額7,599億7,832万5千円をもって施行する。

2 人金の部  
受信料については、受信料収入予算6,414億3,217万4千円から年度内に取納に至らないものを控除した受信料収納額6,399億1,452万6千円を予定する。  
放送債券については、100億円、長期借入金については、62億7,242万8千円を予定する。

このほか、固定資産売却代金50億7,000万円、放送債券償還積立資産の戻入れ91億2,000万円、建設積立資産の戻入れ102億5,681万8千円、国際放送関係等交付金収入21億5,030万6千円、有価証券の売却572億5,700万円、受取利息その他の入金185億1,855万7千円を見込む。  
以上により入金額は、総額7,575億5,963万5千円である。

3 出金の部

事業経費5,747億864万2千円、建設経費777億円、放送債券の償還91億2,000万円、長期借入金の戻入れ37億4,433万2千円、有価証券の購入573億円、支払利息その他の出金265億9,035万1千円を合わせて出金額は、総額7,599億7,832万5千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込みは、下表のとおりである。

(単位：千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前期末資金有高	54,216,000	85,784,652	62,627,013	96,978,101	—
2 人 金	221,835,793	126,934,482	235,938,527	172,850,833	757,559,635
受 信 料	213,293,882	115,967,489	208,122,807	101,530,348	638,914,526
放 送 債 券	0	0	10,000,000	0	10,000,000
長 期 借 入 金	0	0	6,272,428	6,272,428	—
固定資産売却代金	676,209	139,727	4,114,338	139,726	5,070,000
放送債券償還積立資産戻入れ	0	0	9,120,000	9,120,000	—
建設積立資産戻入れ	0	0	10,256,818	10,256,818	—
交 付 金 収 入	497,201	658,700	498,509	495,896	2,150,306
有 価 証 券 売 却	3,580,000	7,400,000	8,394,000	37,883,000	57,257,000
受取利息その他の入金	3,788,501	2,768,566	4,808,873	7,152,617	18,518,557
3 出 事 業 経 費	190,267,141	150,092,121	201,587,439	218,031,624	759,978,325
	143,176,805	122,098,793	154,296,712	155,136,332	574,708,642

建設経費	7,670,781	14,482,543	19,377,748	36,168,928	77,700,000
放送債券償還	0	0	0	9,120,000	9,120,000
長期借入金返還	4,585,000	0	0	0	4,585,000
資本	1,355,000	475,000	0	0	1,830,000
放送債券償還積立資産繰入れ	0	0	0	4,400,000	4,400,000
建設積立資産繰入れ	0	0	0	3,744,332	3,744,332
有価証券購入	28,500,000	6,800,000	21,000,000	1,000,000	57,300,000
支払利息その他の出金	4,979,555	6,235,785	6,912,979	8,462,032	26,590,351
4期末資金有高	85,784,652	62,627,013	96,978,101	51,797,310	—

日本放送協会平成13年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

日本放送協会平成13年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣意見  
放送法(昭和25年法律第132号)第37号第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成13年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成13年2月

総務大臣

日本放送協会平成13年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣意見  
日本放送協会(以下「協会」という。)の平成13年度收支予算、事業計画及び資金計画は、業務の効率化に努めつつ、必要な施策を計画しており、適当なものと認める。

なお、近年の我が国の放送を取り巻く環境は、放送のデジタル化による多メディア・多チャネル化等に伴い、放送市場の成長・競争の進展、視聴者の選択の幅の飛躍的な拡大、デジタル放送における限定受信方式(CAS)の導入等、大きく変化しつつある。  
このような状況の下、21世紀を迎えた今、受信料により維持運営される協会は自らに期待される役割を十分に自覚し、放送の全国普及、豊かで良い番組の放送、我が国の放送及びその受信の進歩発達への貢献等、公共放送としての使命を積極的に果たすとともに、受信料の公平負担を一層徹底することが必要である。このため、協会は、事業計画等の実施に当たって特に下記の点に配意すべきである。

記

1 協会が受信料を財源とする公共放送として存続していくためには受信料の公平負担が前提であることから、受信契約の締結及び受信料の収納を徹底し、未契約世帯解消に向けた特段の取組を行うこと。
2 平成12年の閣議決定「行政改革大綱」において協会を含むすべての特殊法人の事業等の抜本的見直しが掲げられていることにかんがみ、協会の財務における透明性の向上を図るとともに、業務の合理化、効率化による一層のコスト削減に努めること。
3 協会の経営に対し視聴者の十分な理解が得られるよう、情報公開制度を適切に運用すること。また、子会社等が出資の趣旨目的に沿った事業を行いうよう指導を徹底するとともに、連結決算の導入に向けた検討を進めること。

- 4 地上放送のデジタル化の速やかな実施に向け、アナログ周波数変更対策を着実に進めるとともに、調査研究に積極的に取り組み、デジタル放送の普及発達に先導的な役割を果たすこと。
- 5 豊かな放送番組の提供と公正な報道に努めるとともに、青少年の健全な育成に資する番組の充実を図り、視聴障害者や高齢者向けの字幕放送、解説放送等を計画的に拡充すること。
- 6 國際社会における我が國に対する理解を深めるとともに海外在留邦人の期待にこたえるため、国際放送の受信者のニーズを把握し、番組の多言語化及び多様化に一層努めること。

理由

日本放送協会から総務大臣に提出のあった同協会平成13年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第37条第2項の規定により総務大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならぬこととなっているからである。

放送法第〔一〕十七条第〔一〕項の規定に基いて、承認を求める件(又題標)は、報出書

1 本件の回記

本件は、日本放送協会の平成13年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第〔一〕十七条第1項の規定に基いて、国会の承認を求めるものである。なお、本件には、日本放送協会の平成13年度収支予算等について、「適用するもの認めぬ。」との総務大臣の意見が付されている。

1 収支予算

収支予算是、予算総則及び予算の収入・支出を、事業計画は、建設計画、事業運営計画、受信契約件数及び要員計画等を、また、資金計画は、収支予算及び事業計画に対応する年度中の資金の需要及び調達に関する計画を定めてあるのである。その要旨は次のとおりである。

1 収支予算  
1 受信料の額は、前年度どおり、次の表のとおりとする。

契約種別	支払区分	月額	六か月前払額	十二か月前払額
カラーキャンペーン	訪問集金	一、三九五円	七、九五〇円	一五、四九〇円
普通契約	口座振替	一、三四五円	七、一〇〇円	一三、一〇〇円
衛星カラーキャンペーン	訪問集金	一、三九五円	七、一〇〇円	一三、一〇〇円
衛星普通契約	口座振替	一、三九五円	七、一〇〇円	一三、一〇〇円
衛星カラーキャンペーン	訪問集金	一、三九五円	七、一〇〇円	一三、一〇〇円
衛星普通契約	口座振替	一、三九五円	七、一〇〇円	一三、一〇〇円
(事業収支)	事業収入	六千六百三十億千九百七十三万円	六千五百億九千三十九万九千円	一、一七億一千九百三十三万一千円
(事業収支)	事業支出	六千六百三十億千九百七十三万円	六千五百億九千三十九万九千円	一、一七億一千九百三十三万一千円
(資本収支)	資本収入	千十三億七千九百三十三万一千円	千十三億七千九百三十三万一千円	〇円
(資本収支)	資本支出	七億八千九百万円	六億九千二百万円	九千七百万円
(取扱業務等勘定)	資本収支差金	一、一九〇円	一、一九〇円	一、一九〇円
(事業収支)	事業収入	一、一九〇円	一、一九〇円	一、一九〇円
衛星カラーキャンペーン	訪問集金	一、一九〇円	一、一九〇円	一、一九〇円
衛星カラーキャンペーン	口座振替	一、一九〇円	一、一九〇円	一、一九〇円

契約種別	支払区分	月額	六か月前払額	十二か月前払額
衛星普通契約	訪問集金	一、八五〇円	一〇、八一〇円	一〇、十四〇円
カラーキャンペーン	口座振替	一、八〇〇円	一〇、三三〇円	一〇、一九〇円
普通契約	訪問集金	一、〇九〇円	九、〇九〇円	一、一九〇円
衛星カラーキャンペーン	口座振替	一、〇九〇円	九、〇九〇円	一、一九〇円
(事業収支)	事業収入	六千六百三十億千九百七十三万円	六千五百億九千三十九万九千円	一、一七億一千九百三十三万一千円
(事業収支)	事業支出	六千六百三十億千九百七十三万円	六千五百億九千三十九万九千円	一、一七億一千九百三十三万一千円
(資本収支)	資本収入	千十三億七千九百三十三万一千円	千十三億七千九百三十三万一千円	〇円
(資本収支)	資本支出	七億八千九百万円	六億九千二百万円	九千七百万円
(取扱業務等勘定)	資本収支差金	一、一九〇円	一、一九〇円	一、一九〇円
(事業収支)	事業収入	一、一九〇円	一、一九〇円	一、一九〇円
衛星カラーキャンペーン	訪問集金	一、一九〇円	一、一九〇円	一、一九〇円
衛星カラーキャンペーン	口座振替	一、一九〇円	一、一九〇円	一、一九〇円

なほ、沖縄県にむけさせ特別契約を除き、特例措置として、次の表のとおりとする。

(一) 建設計画  
衛星デジタル放送設備等衛星放送設備の整備を行うとともに、地上デジタル放送に向けての諸準備、外国電波混信等による難視聴地域に対する補完的なテレビジョン放送局及び中波放送局並びにFM放送局の建設を行うほか、地域放送の充実及び緊急報道機能の確保等を図るための設備の整備を行い、大阪放送会館及び放送技術研究所の建設を完了する。

(二) 事業運営計画  
国内放送  
テレビジョン放送については、総合放送は、内外の諸情勢に迅速かつ的確に対応するため、ニュース・情報番組の充実を図る。あわせて、二十一世紀の諸課題を取り組む大型企画番組や視聴者とのふれあいを大切にした公開参加番組など多様な視聴者の要望にこたえる多彩で質の高い番組の編成を行う。教育放送は、未 来を担う少年少女に向けた番組をさらに強化するとともに、学校放送番組、福祉番組及び生活実用番組等の充実を図る。衛星放送は、衛星第一テレビジョンは、世界と日本の動きを機動的に伝えるニュース・情報番組や視聴者の関心の高い内外のスポーツ番組を中心とした編成を行い、衛星第二テレビジョンは、難視聴解消を目的とする放送を行ふとともに、公開番組や地域に密着した番組の充実等、文化・娯楽番組を中心とした編成

## 2 事業計画

### (一) 建設計画

衛星デジタル放送設備等衛星放送設備の整備を行うとともに、地上デジタル放送に向けての諸準備、外国電波混信等による難視聴地域に対する補完的なテレビジョン放送局及び中波放送局並びにFM放送局の建設を行うほか、地域放送の充実及び緊急報道機能の確保等を図るための設備の整備を行い、大阪放送会館及び放送技術研究所の建設を完了する。

(二) 事業運営計画  
国内放送  
テレビジョン放送については、総合放送は、内外の諸情勢に迅速かつ的確に対応するため、ニュース・情報番組の充実を図る。あわせて、二十一世紀の諸課題を取り組む大型企画番組や視聴者とのふれあいを大切にした公開参加番組など多様な視聴者の要望にこたえる多彩で質の高い番組の編成を行う。教育放送は、未 来を担う少年少女に向けた番組をさらに強化するとともに、学校放送番組、福祉番組及び生活実用番組等の充実を図る。衛星放送は、衛星第一テレビジョンは、世界と日本の動きを機動的に伝えるニュース・情報番組や視聴者の関心の高い内外のスポーツ番組を中心とした編成を行い、衛星第二テレビジョンは、難視聴解消を目的とする放送を行ふとともに、公開番組や地域に密着した番組の充実等、文化・娯楽番組を中心とした編成

を行う。ハイビジョン放送は、デジタル

ハイビジョン放送と同じ内容の番組を同時に放送する。また、デジタル衛星第一テレビジョン及びデジタル衛星第二テレビジョンにおいては、それぞれ衛星第一テレビジョン及び衛星第二テレビジョン

と同一内容の番組を同時に放送する。ラジオ放送については、第一放送は、ニュース・生活情報を中心に多様な情報をきめ細かく提供するとともに、災害など緊急報道に迅速かつ的確に対応するため柔軟な編成を行う。第二放送は、語学を中心とした講座番組や多様な教養番組等の生涯学習番組の一層の充実を図るとともに、外国人によるニュース等の在日外国人向けの番組を編成する。FM放送は、高音質の特性を生かして、クラシック音楽はじめ多様な分野の音楽番組を中心として編成する。

地域放送については、それぞれの地域に密着したきめ細かなニュースや生活情報の提供と地域の課題に取り組む番組の充実に努めるとともに、地域から全国への情報発信を積極的に推進する。

補完放送については、テレビジョン文字放送及びFM文字放送を行うとともに、衛星デジタル放送において、データ

を提供し、データ放送では、デジタルの特性を生かしたサービスを、字幕放送では、ニュースの字幕放送を新たな時間帯でも実施するなど、聴覚障害者向けの放送を、解説放送では、視覚障害者向けの放送を行う。

海外への番組提供については、日本から世界に向けた映像情報の発信とともに、海外の日本人への情報提供を行う。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

(三) 國際放送  
日本の実情を迅速かつ的確に諸外国へ伝え、国際間の相互理解と諸外国との経済・文化交流の一層の促進に貢献するところに、海外の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、テレビジョン国際放送及びラジオ国際放送を実施し、それぞれ、ニュース・情報番組の充実を図る。

(四) 調査研究  
放送技術については、デジタル放送技術の研究開発やニュース音声の自動字幕化の精度向上と高速化の研究をさらに推進するほか、放送技術発展のための基礎研究等を行い、放送番組に関しては、視聴者の意向の的確な把握を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究を行う。

(五) 広報  
協会に対する視聴者の理解と信頼を一層深めるため、多様で効果的な経営広報を展開するとともに、視聴者との交流・対話活動を強化するなど、視聴者の意向の把握とその業務への反映に努める。

また、財務及び業務の状況について、情報公開に積極的に取り組む。

(六) 調査研究  
放送技術については、デジタル放送技術の研究開発やニュース音声の自動字幕化の精度向上と高速化の研究をさらに推進するほか、放送技術発展のための基礎研究等を行い、放送番組に関しては、視

聴者の意向の的確な把握を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究を行う。

(七) その他  
地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を実施する。

(八) 受信契約件数  
有料契約見込総数は、年度初頭契約件数を三千六百九十九万九千件、年度内増加契約件数を三十七万件、年度末契約件数を三千六百五十六万九千件と見込んでいる。

(九) 要員計画  
業務の効率化を積極的に推進し、年度内に百九十人の純減を行い、要員を一万二千五百六十八人とする。

(十) 資金計画  
資金計画は、受信料、放送債券、長期借入

字放送及びFM文字放送の一カ国語放送及び解説放送を行うとともに、データ放送を行ふ。データ放送において、データ部の番組について、字幕放送、ステレオ放送、二カ国語放送及び解説放送を行う。データ放送においては、ニュース等の各種情報

百六十三万五千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額七千五百九十九億七千八百三十二万五千円をもって施行する。

### 三 本件の議決理由

日本放送協会の平成十三年度収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議決した。

なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十三年三月十六日

総務委員長 御法川英文

〔別紙〕

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、

承認を求めるの件に対する附帯決議

政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一 放送が社会に及ぼす影響の重大性を深く認識し、放送の不偏不党と表現の自由をより一層確保するとともに、公正な報道と青少年の健全育成に配慮した豊かな情操を養う放送番組の提供に努めること。

二 協会は、業務運営の一層の効率化を推進するほか、視聴者の十分な理解が得られるよう平成十二年十二月に定めた情報公開基準を適切に運用するとともに、放送法の趣旨に照らし、関連団体等の業務の在り方について検討すること。

また、協会は、事業内容の透明性を高めるため、関連団体等との連結決算の導入に向けた検討を進めること。

三 協会は、その経営基盤が受信料であることに

かんがみ、受信料の公平負担の観点から、未契約世帯解消に向けた特段の取組みを行い、衛星

契約を含む受信契約の確実な締結と受信料の収納を徹底するとともに、デジタル放送の普及状況等を勘案しつつ、受信料体系の在り方について検討を進めること。

平成十三年三月六日

提出者

山元 勉

藤村 修

山口 壮

石井 郁子

賛成者

五十嵐文彦外六十名

四 デジタル化やインターネットの高度化の進展等放送を取り巻く環境の変化にかんがみ、公共放送の使命・役割等について検討を進めるこ

と。

五 地上放送のデジタル化については、視聴者に

対し周知・徹底を図るほか、デジタル化の円滑な導入に向けた取組みを着実に推進し、アナログ周波数の更対策については視聴者の理解と

協力の下に実施すること。

六 視聴覚障害者や高齢者に対する情報提供の重

要性にかんがみ、字幕放送、解説放送等の更なる拡充と番組内容の充実を図ること。

七 協会は、地域放送について、地域の実情に

あつた放送番組の充実・強化を図るとともに、地域から全国へ向けた放送番組の拡充に努めるこ

と。

八 協会は、国際放送について、我が国の実情を的確に海外に伝えるとともに、海外在留日本人

をはじめとする視聴者の期待にこたえるため、番組内容の充実に努めること。

右決議する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正）

第一條 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第一百六十六号）の一部を次のように改正する。	
第二條 第三項中「並びに教諭」を、「教諭」に改め、「（常時勤務の者に限る。第七条第一項及び第三項並びに第十一条第二項において同じ。）」を削り、「第八条の二、第十三条の二及び第十五条において同じ。）及び「を（以下同じ。）並びに「第九条、第十四条及び第十五条において「を（以下同じ。）（それぞれ常勤の者に限る。	
第三條 第二項の表を次のように改める。	
ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。	
第三條第三項を同条第四項とし、同条第一項に次のたゞし書を加える。	

第十七条を除き、以下に改める。

第三条第一項中「少い」を「少ない」に改め、

「ところにより」の下に「、小学校の第一学年の児童を除き」を加え、同条第三項中「六人（文部

科学大臣が定める心身の故障を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、三人）」を「五人」に改め、同項に次のたゞし書を加える。

ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して必要があると認める場合については、この

項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

第三條第三項を同条第四項とし、同条第一項に次のたゞし書を加える。

ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して必要があると認める場合については、この

項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

第三條第二項の表を次のように改める。

小学校の種類	学級編制の区分
同学年の児童で編制する学級	一学級の児童又は生徒の数三十人
二の学年の児童で編制する学級	三十人

第三条第一項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 公立の特殊教育諸学校の小学部又は中学部の学級は、やむを得ない場合を除き、重複障害児童等(文部科学大臣が定める心身の故障を二以上併せ有する児童又は生徒をいう。第十一条第一項第三号及び第十二条において同じ。)のみで編制しないものとする。

第三条に次の二項を加える。

5 都道府県の教育委員会は、第三項ただし書又は前項ただし書の規定により基準を定めるに当たつては、公立の義務教育諸学校を設置

する地方公共団体の教育委員会が彈力的な学級編制を行うことができるよう配慮しなければならない。

第四条中「前条第二項又は第三項」を「前条第三項又は第四項」に改める。

第五条中「並びに」を「及び」に改め、「及び第二号」を削る。

第七条第一項第一号中「小学校の数と」を「小学校の数に二分の三を乗じて得た数」に、「の数との合計数」を「の数に、「と三十学級」を「及び三十学級」に、「一を乗じて得た数との」を「二分の五を乗じて得た数」に改め、同項第四号の表を次のように改める。

寄宿する児童又は生徒の数	乗ずる数
三十人以下	一
三十一人から六十人まで	二
六十一人から九十人まで	三
九十一人から百二十人まで	四
百二十一人以上	五

第七条第二項を次のように改める。

2 次に掲げる場合には、前項の規定により算定した数にそれぞれ政令で定める数を加えた数を教頭及び教諭等の数とする。

一 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、児童又は生徒の心身の発達に配慮し個性に応じた教育を行ったため、複数の教頭及び教諭等の協力による指導が行われる場合、教育課程(小学校の教育課程を除く。)の編成において多様な選択教科が開設される場合その他政令で定める

中学校及び中等教育学校の前期課程の数との間に改める。

第十二条第一項第二号中「三十学級以上の特殊教育諸学校の数」の下に「に二分の三を乗じて得た数」を加え、「との合計数に一を乗じて得た数」を「に一を乗じて得た数との合計数」に改め、同項第五号の表中「八十人」を「六十人」に、

「八十一人から一百人を六十一人から百五十人」に、「二百一人」を「百五十一人」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 特殊教育諸学校の小学部及び中学部の重複障害児童等の数に二分の一を乗じて得た数を加える。

三 特殊教育諸学校の小学部及び中学部の重複障害児童等の数に二分の一を乗じて得た数を減じて得た数に四分の一を「学級数が十五学級以上のものの数に一を乗じて得た数と単独実施校のうち学級数が十四学級以下のものの数に二分の一に改め、同條第二号を削り、同條第三号中「掲げる共同調理場」の下に「(学校給食法第五条の二に規定する施設をいう。以下この号及び第十七条において同じ。)」を加え、同号の表中「二千五百人」を「千百人」に、「二千五百一人から七千人」を「千百一人から四千四百人」に、「七十人」を「四千四百一人」に改め、同号を同條第二号とする。

第九条第一号中「四学級以上の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数を「三学級から十八学級までの小学校的数と三学級から十五学級までの中学校及び中等教育学校の前期課程の数」と改め、同條第二号中「三学級の学級から中学校並びに中等教育学校の前期課程の数を「十九学級以上の小学校及び中等教育学校の前期課程の数」と改め、同條第二号中「三学級の数」と改め、同條第二号中「三学級の重複障害児童等の数の合計数に二分の一を乗じて得た数」に改める。

第十三条第二項中「二分の三」を「二」に改める。

第十二条中「数に一(小学部及び中学部の学級数が三十学級以上の特殊教育諸学校にあつては、二)を乗じて得た数」を「本校の数に二を乗じて得た数と特殊教育諸学校の分校の数に一を乗じて得た数との合計数」に改める。

第十三条中「十二」を「十三」に改め、同條第一号中「肢体不自由者である児童及び生徒」の下に「並びに重複障害児童等を加え、「五分の一を四分の一に改め、同條第二号中「生徒」の下に「並びに重複障害児童等を除く。」を加え、同條に次の一号を加える。

三 寄宿舎に寄宿する小学部及び中学部の重複障害児童等の数の合計数に二分の一を乗じて得た数

第十四条 第十四条を次のように改める。

第十四条 第十四条を次のように改める。

により算定した数を合計した数とする。

一 特殊教育諸学校の小学部及び中学部の部  
の数の合計数に一を乗じて得た数

一 小学部及び中学部の学級数が十六学級以上  
上の特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た

第十六条第一項中及び第十一條を「、第十九條及び第十三條」に、「第八条の二第一号及び第二号」を「第八条の二第一号」に、「第十一条第一項第四号」を「第十一条第一項第五号」に改める。

(一) (それぞれ常勤の者に限る。第二十三条を除き、以ト同じ。)を「」に改め、同条第四項中「いう」を「いい、「総合学科」とは普通教育に関する科目及び専門教育に関する科目を生徒の選択による」とを旨として総合的に履修させる学科を「」に改める。

第二章を次のよう

第三条 削除

第五条中「二百四十人」を「百八十人」に改め  
る。

第十七条 第二款

官 報 (号 外)

第六条中の全日制の課程又は定時制の課程における一学級の生徒の数は、やむを得ない事情がある場合を除き、四十人を「以下この条において同じ。」の一学級の生徒の数は、全日制の課程にあつては三十人、定時制の課程にあつては二十人に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事情がある場合及び高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が当該都道府県又は市町村における生徒の実態を考慮して必要があると認める場合については、この限りでない。

第九条第一項第二号中「及び第八号」を「、第八号及び第九号」に改め、同項第三号の表を次のように改める。

人 員 の 区 分	除 す べき 数
一千から千三百人まで	四十
千二百一人から千八百人まで	五十
千八百二人以上	六十
第九条第一項第六号中「十八学級」を「一学級	
から十七学級までの全日制の課程の数に一を乗	
じて得た数、十八学級に、「全日制の課程の数	
に一を」「全日制の課程の数に二を」に、「二	
を」「三を」に、「十二学級」を「一学級から二十	
三学級までの定時制の課程の数に一を乗じて得	
た数、二十四学級に、「定時制の課程の数に一	
を」「定時制の課程の数に二を」に、「通信制の	
課程の数に一を」「通信制の課程の数に二を」	
合計数	

総合学科の学級数の区分	乗ずる数
一学級から三学級まで	三
四学級から六学級まで	四
七学級から九学級まで	五
十学級から十二学級まで	六
十三学級から十五学級まで	七
十六学級から十八学級まで	八
十九学級から二十一学級まで	九
二十二学級から二十四学級まで	十
二十五学級から二十七学級まで	十一
二十八学級から三十学級まで	十二
三十一学級以上	十三
	十四
	十五
	十六
	十七
	十八
	十九

又は科目の特質に応じた教育を行うため少  
数の生徒に対する指導が行われる場合

二 全日制の課程又は定時制の課程において

く。)  
て、学年による教育課程の区分を設けない  
教育(以下この号において「単位制による教  
育」という。)が行われる場合(総合学科にお  
いて単位制による教育が行われる場合を除

### 三　全日制の課程又は定時制の課程の学級

(学校教育法第七十五条规定する特殊学級を除く。)において、文部科学大臣が定める心身の故障を有する生徒が在籍する場合改め、同条第一号中「二十九学級」を「十五学級」に改め、同条第二号中「三十学級」を「十六学級」に改め、同条第三号中「三十学級」を「十六学級」に改め、「二十九学級」を「十五学級」に改め、同条第四号中「三十三学級」を「十八学級」に改め、同条に次の一号を加える。

五 通信制の課程のみを置く高等学校の数に  
一 を乗じて得た数

第十一条第一号ヲ「六学級から二十四学級」を  
「三学級から十八学級」に、「二十五学級」を「十  
九学級」に改め、同条に次の二号を加える。

四 総合学科を置く全日制の課程及び定時制  
の課程の数の合計数に一を乗じて得た数

第十一條に次の二項を加える。

2 総合学科を置く全日制の課程又は定時制の  
課程においては、前項の規定により算定した  
数に総合学科に開設される科目的授業時数等

を考慮して政令で定める数を加えた数を実習助手の数とする。

## 第十一一条第一号中「及び定時制の課程の数の

合計数に一を乗じて得た数と六学級以上の全日制の課程又は定時制をの数に一を乗じて得た数と六学級以上の全日制に改め、同条第四号中を置く学校をの数に三を乗じて得た数と、通信制の課程を置く学校であつて当該課程の生徒の数が六百人を超えるものに、「生徒の

「数」を「生徒の数から六百を減じた数」は、一合算

した教科を合算した教科との合計数に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中、全日制の課程又は「農業又は水産に関する学科を置く全日制の課程及びに、「を置く学校で、当該課程に置かれる農業、水産又は「の数の合計数に「を乗じて得た数」と「の学級数の合計数が六学級以上のものの数に「を乗じて得た数」を「を置く全日制の課程及び定期制の課程の数の合計数に「を乗じて得た数との合計数」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の二

五 総合学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に一を乗じて得た数  
第十二条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 定時制の課程の数に一を乗じて得た数と  
次の表の上欄に掲げる定時制の課程の規模の区分ごとの課程の数に当該区分に応ずる  
同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合  
計数とを合計した数

## 定時制の課程の規模の区分

### 三学級及び四学級の課程

七学級以上の課程

この条において同じ。)で学級を編制する場合に  
の数に一分

第十四条に次の二項を加える。  
公立の特殊教育諸学校の高等部の学級は、やむを得ない場合を除き、重複障害生徒(文部科学大臣が定める心身の故障を二以上併せ有する生徒をいう。第十七条第四号及び第二十条において同じ。)のみで編制しないものとする。

第十七条第六号中「第十一条第一項第五号」を「第十一条第一項第六号」に改め、同号の表中「八十人」を「六十人に、「八十一人から一百人」を「六十一人から百五十人」に、「二百一人」を「百五十一人」に改め、同号を同条第七号とし、

第十九条第六号中「生徒」の二号中「生徒」を加え、「五分の二号中「寄宿舎に宿泊する生徒」の二分の二の数に二分を加え、同条に三

第十二条中「寄宿舎に宿泊する生徒」の二分の二の数に二分を加え、同条に三

第十三条中「寄宿舎に宿泊する生徒」の二分の二の数に二分を加え、同条に三

第八章中第二条の二

乗 す る 数

三

同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

の数に一分の一を乗じて得た数

第十八條中「と高等部を置く特殊教育諸學  
でその学級数(幼稚部の学級数を除く。)が二  
学級以上のもの(小学部及び中学部の学級数  
三十学級以上のものを除く。)の数との合計數  
一を乗じて得た数」を「一」を乗じて得た数  
等部を置く特殊教育諸学校の数に一を乗じて  
た数とを合計した数」に改める。

第十九條中「二」を「三」に改める。

第二十一条中「十二」を「十三」に改め、同条等  
号中「である生徒」の下に「及び重複障害生徒」  
加え、「五分の一を「四分の一」に改め、同各

二号中「生徒」の下に「(重複障害生徒を除く)」を加え、同条に次の一号を加える。

三 借宿舎に寄宿する高等部の重複障害生の前に次の二条を加える。

第一十一條中「一」を「二」に改める。

第二十二条中「第二十一條」を「前条」に改め、第八章中同条を第二十二条とする。

第八章中第二十三條を第二十四条とし、同

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算)

第二十三条 第八条から第十二条まで又は第十六条から第二十一条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政府で定めるところにより、公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。次項において同じ。)又は特殊教育諸学校の高等部に置く校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寮母又は事務職員で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

2 第九条又は第十七条に定めるところにより算定した教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校又は特殊教育諸学校の高等部に置く非常勤の講師(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及びその配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。)の数に換算することができる。

## 官報(外)

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)  
第三条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第二百三十五号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和二十三年法律第二百十六号)第二条第三項に規定する学校栄養職員」を「学校給食法(昭和二十九年法律第二百六十一号)第五条の三に規定する職員」に、「学校給食法(昭和二十九年法律第二百六十一号)」を「同法」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)  
第四条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第二百十六号)第二条第三項に規定する学校栄養職員」を「学校給食法(昭和二十九年法律第二百六十一号)第五条の三に規定する職員」に、「学校給食法(昭和二十九年法律第二百六十一号)」を「同法」に改める。

4 新標準法第六条から第九条までの規定による小中学校等教職員定数又は新標準法第十条から第十四条までの規定による特殊教育諸学校教職員定数の標準については、平成二十一年三月三

び教職員定数の標準に関する法律第一条第三項に規定する事務職員」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和二十三年法律第二百六十一号)第二条第三項の政令で定める者」に、「以下給料その他の給与と」と改める。

第二条中「昭和二十二年法律第六十七号」を削り、「定期制の課程と」を「この条において定期制の課程」とに改め、「講師」の下に「(常勤の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)」を「産業教育手当」の下に「並びに講師(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第二百八十八号)第二十三条第二項に規定する非常勤の講師に限る。)」の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償」を加える。

第四十条中「市町村の県費負担教職員」の下に「(非常勤の講師(同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。)を除く。以下同じ。)」を除く。以下この条、第四十二条第一項、第四十六条、第四十七条、第五十五条第二項、第五十九条及び第六十一条第二項において同じ。」を除く。以下この条、第四十二条第一項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条、第五十五条第二項、第五十九条及び第六十一条第二項において同じ。」を加え、「において地方公務員の給与」とに改める。

1 一の法律は、平成十三年四月一日から施行する。(義務教育諸学校の学級編制の標準に関する経過措置)

2 公立の小学校又は中学校(中等教育学校の前中期課程を含む。次項及び附則第四項において同じ。)の同学年の児童又は生徒で編制する学級に係る一学級の児童又は生徒の数の標準については、平成二十一年三月三十日までの間は、第一条の規定による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下「新標準法」という。)第三条第三項の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の推移及び学校施設の整備の状況を考慮し、同項に定める標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度政令で定める。

3 公立の義務教育諸学校の学級編制(小学校又は中学校の同学年の児童又は生徒で編制するものを除く。)については、平成二十一年三月三十日までの間は、新標準法第三条の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の推移及び学校施設の整備の状況を考慮し、同条の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、都道府県の教育委員会がその基準を定める。

(義務教育諸学校の教職員定数の標準に関する経過措置)

2 この章に規定するもののほか、県費負担教職員のうち非常勤の講師の身分取扱いについては、都道府県の条例で定める。

3 この章に規定するもののほか、県費負担教職員のうち非常勤の講師の身分取扱いについては、都道府県の定めの適用があるものとする。

第五十八条第一項及び第六十一条第一項中「給与」の下に「(非常勤の講師にあつては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額)」を加える。

目次中、第四十七条の二を「第四十七条の三」に改める。

(施行期日)

1 一の法律は、平成十三年四月一日から施行する。

十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の小学校及び中学校又は特殊教育諸学校の高等部の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(高等学校等の学級編制の標準に関する経過措置)

5 公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。附則第七項において同じ。)の一学級の生徒の数の標準については、平成二十二年二月三十日までの間は、第二条の規定による改正後の公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(以下「新高校標準法」という。)第六条の規定にかかわらず、生徒の数の推移及び学校施設の整備の状況を考慮し、同条の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

6 公立の特殊教育諸学校の高等部の学級編制についてでは、平成二十二年三月三十日までの間は、新高校標準法第十四条の規定にかかわらず、生徒の数の推移及び学校施設の整備の状況を考慮し、同条の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

7 新高校標準法第七条から第十二条までの規定による高等学校教職員定数又は新高校標準法第十五条から第二十一条までの規定による特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準については、

（高等学校等の教職員定数の標準に関する経過措置）

本案施行に要する経費としては、単年度約七百九十七億円の見込みである。

平成二十二年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の高等学校又は特殊教育諸学校の高等部の生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるとこにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(高等学校等の学級編制の標準に関する経過措置)

8 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のようにより改正する。

第十二条第二項の表中「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」を「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に改める。

### 一 議案の目的及び要旨

本案は、公立の小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校並びに特殊教育諸学校の教育環境の整備充実を図るために、学級編制の標準を引き下げるとともに、教職員定数の標準を改善する等所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

(一) 小学校及び中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の同学年の児童又は生徒を一学級に編制する場合の標準を現行の四十五人から三十人に引き下げること。

(二) 都道府県の教育委員会は、学級編制について、児童又は生徒の実態を考慮して必要があると認める場合には、国の定める学級編制の標準を下回る数を一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる

こと。

(三) 通信制の課程及び生徒指導担当の教諭等の配置基準の改善に加え、通常の学級に障害を持つ生徒が在籍する場合などの加配を行ふものとすること。

(四) 勤務職員を教職員定数に換算して任用できるものとすること。

3 公立学校に高齢者再任用制度による短時間勤務職員を教職員定数に換算して任用できる

こと。

4 その他所要の改正を行うこと。

5 この法律は平成十三年四月一日から施行することとし、施行のための経過措置を定め、今後十年間の年次計画で実施すること。

### 二 議案の否決理由

本案は、公立の小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校並びに特殊教育諸学校の教育環境の整備充実を図るために、学級編制の標準を引き下げるとともに、教職員定数の標準を改善する等所要の改正を行おうとするものである

### (一) 公立高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)において、現行四十人とされている学級編制の標準を、全日制の課程について

ては三十人に、定期制の課程については二十人にそれぞれ引き下げるとともに、設置者が、生徒の実態を考慮して必要があると認める場合には、国の定める学級編制の標準を下回る数により学級編制を行うことができるものとすること。

者がある。生徒の実態を考慮して必要があると認める場合には、市町村に限り定している規定を削除するとともに、本校の学校規模について、生徒の収容定員を現行の二百四十人以上から百八十人以上に引き下げるうこと。

(二) 公立高等学校の設置主体を、都道府県及び政令で定める基準に該当する市町村に限る

こと。

(三) 通信制の課程及び生徒指導担当の教諭等の配置基準の改善に加え、通常の学級に障

害を持つ生徒が在籍する場合などの加配を行ふものとすること。

(四) 勤務職員を教職員定数に換算して任用できるものとすること。

3 公立学校に高齢者再任用制度による短時間勤務職員を教職員定数に換算して任用できる

こと。

4 その他所要の改正を行うこと。

5 この法律は平成十三年四月一日から施行することとし、施行のための経過措置を定め、今後十年間の年次計画で実施すること。

### 二 議案の否決理由

本案は、公立の小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校並びに特殊教育諸学校の教育環境の整備充実を図るために、学級編制の標準を引き下げるとともに、教職員定数の標準を改善する等所要の改正を行おうとするものである

が、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

### 三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、単年度約七百九十七億円の見込みである。

### 四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して町村文部科学大臣より「政府としては、反対である。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

平成十三年三月十六日

文部科学委員長 高市 早苗  
衆議院議長 締貫 民輔殿

### 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律

右国会に提出する。

平成十三年一月九日

内閣総理大臣 森 喜朗

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第一百六十九号)の一部を改正する。

第二条 第二項中「並びに教諭」を「教諭」に改

め、「(常時勤務の者に限る。第七条第一項及び第三項並びに第十一条第二項において同じ。)」

五条において同じ。」及び「以下同じ。」並びに、「第九条、第十四条及び第十五条においてを「以下同じ。」(それぞれ常勤の者に限る。

第十七条を除き、以下に改める。

第三条第二項に次のたゞし書を加える。

ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合には、

この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

第三条第三項に次のたゞし書を加える。  
ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合には、

この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数と二十四学級以上の数に、「の合計数に一分の三」を「との合計数に二分に、「九学級から二十九学級」を「九学級から二十六学級から二十九学級」を「六学級から二十三学級」に改める。

第八条第一号中「から二十九学級まで」を「以上に改め、同条第一号を次のように改める。

二 児童の数が八百五十人以上の小学校の数と生徒の数が八百一人以上の中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の数との合計数に一を乗じて得た数

を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

第七条第一項第二号中「三十学級以上の中学校」を「二十七学級以上の小学校」に、「十八学級から二十九学級まで」を「二十四学級以上」に改め、「以下この号において同じ。」及び「と三十学級以上の中学校の数に二を乗じて得た数との合計数」を削り、同項中第四号を第五号とし、

この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数と二十四学級以上の数に、「の合計数に一分の三」を「との合計数に二分に、「九学級から二十九学級」を「九学級から二十六学級から二十九学級」を「六学級から二十三学級」に改める。

第八条第一号中「が六百人」を「が五百五十人」に、「六百人以上单独実施校」を「五百五十人以上单独実施校」に、「が五百九十九人」を「が五百四十九人」に、「五百九十九人以下单独実施校」を「五百四十九人以下单独実施校」に改め、同条第二号中「六百人以上单独実施校」を「五百四十人以上单独実施校」に、「次号において」を「以下」に、「五百四十九人以下单独実施校」を「五百四十九人以下单独実施校」に改め、同条第三号を第四号とし、

この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数と二十四学級以上の数に、「の合計数に一分の三」を「との合計数に二分に、「九学級から二十九学級」を「九学級から二十六学級から二十九学級」を「六学級から二十三学級」に改める。

第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 三十学級以上の小学校の数に二分の一を乗じて得た数、十八学級から二十九学級までの中学校(中等教育学校の前期課程を含

む。以下この号において同じ。)の数に一を乗じて得た数及び三十学級以上の中学校の数に二分の三を乗じて得た数の合計数

を削り、「第八条の二、第十二条の二及び第十一条の二に、「第九条、第十四条及び第十五条において同じ。」並びに、「第九条、第十四条及び第十五条においてを「以下同じ。」(それぞれ常勤の者に限る。

第十七条を除き、以下に改める。

第三項並びに第十一条第二項において同じ。」

五条において同じ。」及び「以下同じ。」並びに、「第九条、第十四条及び第十五条においてを「以下同じ。」(それぞれ常勤の者に限る。

第十七条を除き、以下に改める。

第三項並びに第十一号を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号の表肢体不自由者である児童又は生徒を教育する養護学校の項中「六」を「七」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

上の小学校及び「二十七学級以上の小学校の数と二十四学級以上の数に、「の合計数に一分の三」を「との合計数に二分に、「九学級から二十九学級」を「九学級から二十六学級から二十九学級」を「六学級から二十三学級」に改める。

第八条第一号中「から二十九学級まで」を「以上に改め、同条第一号を次のように改める。

二 児童の数が八百五十人以上の小学校の数と生徒の数が八百一人以上の中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の数との合計数に一を乗じて得た数及び生徒の数が二百一人以上の特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数

を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数と二十四学級以上の数に、「の合計数に一分の三」を「との合計数に二分に、「九学級から二十九学級」を「九学級から二十六学級から二十九学級」を「六学級から二十三学級」に改める。

第八条第一号中「が六百人」を「が五百五十人」に、「六百人以上单独実施校」を「五百五十人以上单独実施校」に、「が五百九十九人」を「が五百四十九人」に、「五百九十九人以下单独実施校」を「五百四十九人以下单独実施校」に改め、同条第二号中「六百人以上单独実施校」を「五百四十人以上单独実施校」に、「次号において」を「以下」に、「五百四十九人以下单独実施校」を「五百四十九人以下单独実施校」に改め、同条第三号を第四号とし、

この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数と二十四学級以上の数に、「の合計数に一分の三」を「との合計数に二分に、「九学級から二十九学級」を「九学級から二十六学級から二十九学級」を「六学級から二十三学級」に改める。

第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において多様な教育を行うための諸条件の整備に関する事情であつて事務処理上特別の配慮を必要とするものとして政令で定めるもの

「第十六条第一項中「第七条第一項第三号」を四号」を「第十一項第一項第五号」に改める。

第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算)

第十七条 第六条の二から第九条まで又は第十条の二から第十四条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校(共同調理場を含む。)に置く校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寮母、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

2 第七条又は第十一条に定めるところにより算定した教頭及び教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校に置く非常勤の講師(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及びその配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。)の数に換算することができ

る。

(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第一条 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律		が九百二十人以上のものの数	
第一条中「学校の設置」を削る。		二 通信制の課程の数	
第二条第一項中「常時勤務の者に限る。以下第九条において同じ。」を削り、「(それぞれ常勤の者に限る。第二十三条を除き、以下同じ。)」を改める。		一 全日制の課程 本校の全日制の課程及び分校の全日制の課程は、それぞれ一の全日制の課程とみなす。第八号において同じ。又は定時制の課程(本校の定時制の課程及び分校の定時制の課程は、それぞれ一の定時制の課程とみなす。同号において同じ。)	
第三条 削除		第二章を次のように改める。	
課程の別	生徒の収容定員による課程の規模の区分	除すべき数	
四十人以下の課程	四十人から八十人までの課程	十一・四	が九百二十人以上のものの数
一百二十一人から二百四十人までの課程	一百二十一人から二百四十人までの課程	十六・四	について、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ。)の合計数
二百四十一人から二百八十人までの課程	二百四十一人から二百八十人までの課程	十七・一	に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ。)の合計数
二百八十一人から四百人までの課程	二百八十一人から四百人までの課程	十七・七	に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ。)の合計数
五百二十一人から六百四十人までの課程	五百二十一人から六百四十人までの課程	十八・二	に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ。)の合計数
六百四十一人から七百六十人までの課程	六百四十一人から七百六十人までの課程	十八・九	に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ。)の合計数
七百六十一人から八百八十人までの課程	七百六十一人から八百八十人までの課程	十九・五	に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ。)の合計数
八百八十一人から九百人までの課程	八百八十一人から九百人までの課程	二十・五	に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ。)の合計数
千一人から千百二十人までの課程	千一人から千百二十人までの課程	二十一	に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ。)の合計数
千百二十一人以上の課程	千百二十一人以上の課程	二十一	に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ。)の合計数
四十人以下の課程	四十人以下の課程	八	に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ。)の合計数
一百一十一人から八十人までの課程	一百一十一人から八十人までの課程	十五	に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ。)の合計数
二百四十一人から二百八十人までの課程	二百四十一人から二百八十人までの課程	十四	に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ。)の合計数
二百八十一人から四百四十人までの課程	二百八十一人から四百四十人までの課程	二十一	に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ。)の合計数
四百四十一人から六百人までの課程	四百四十一人から六百人までの課程	十八・五	に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ。)の合計数
六百一人から七百六十人までの課程	六百一人から七百六十人までの課程	十九・三	に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ。)の合計数
七百六十一人から九百二十人までの課程	七百六十一人から九百二十人までの課程	二十・七	に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ。)の合計数
九百二十一人から千八十八人までの課程	九百二十一人から千八十八人までの課程	二十一・二	に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ。)の合計数
千八十八人以上の課程	千八十八人以上の課程	二十二・五	に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ。)の合計数

「第七条第一項第四号」に、「第十一項第一項第四号」を「第十一項第五号」に改める。

第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算)

第十七条 第六条の二から第九条まで又は第十条の二から第十四条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校(共同調理場を含む。)に置く校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寮母、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

2 第七条又は第十一条に定めるところにより算定した教頭及び教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校に置く非常勤の講師(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及びその配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。)の数に換算することができ

る。

(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第一条 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(内閣提出)及び同報告書

第九条第一項第三号中「学校」の下に「(本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。)を、「合計数」の下に「(未満の端数を生じた場合にあつては、小数点以下第一位の数字が一以上であるときは一に切り上げ、零であるときは切り捨てるものとする。)」を加え、同項第

四号中「九学級以上」を「生徒の収容定員が三百二十一人以上」に、「十一学級以上」を「生徒の収容定員が四百四十一人以上」に、「課程の規模」を「生徒の収容定員による課程の規模」に改め、同号の表全日制の課程の項を次のように改める。

項を削り、同条第二項中「対する」を「より構成される集団を単位として」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第一項とする。

三百二十一人から五百六十人までの課程  
五百六十一人から六百八十人までの課程  
六百八十一人から千四十人までの課程  
千四十一人から千百六十人までの課程

「三十学級」を「生徒の収容定員が八百一人」に改め、同条第二号を次のように改める。

三 中等教育学校の本校に置かれる全日制の課程であつてその生徒の収容定員と当該中等教育学校の前項規定の三倍の数二千合計

第十四条中 やもを得なし事情がある場合を除き」を削り、同条に次のただし書を加え  
る。

「十一学級から二十三学級」を「四百四十一人から九百二十人に、「二十四学級」を「九百二十一人」に改め、同項第五号中「課程の規模」を「生徒の数による課程の規模」に改め、同項第六号中「十八学級から二十六学級」を「生徒の収容定員が六百八十一人から千四十人に、「二十七学級」を「生徒の収容定員が千四十一人」に、「十二学級」を「生徒の収容定員が四百四十一人」に改め、同項第七号の表農業に関する学科の項及び水産に関する学科の項中「学級数の合計数が六学級から二十三学級」を「生徒の収容定員の合計数が二百一人から九百二十人に、「学級数の合計数が二百八十一人」に、「学級数の合計数が八学級」が二百八十一人から九百二十人に、「学級数の合計数が六学級」が二百八十一人から九百二十人に、「学級数の合計数が八学級」を「生徒の収容定員の合計数が九百二十一人」に、「学級数の合計数が八学級」を「生徒の収容定員の合計数が九百二十一人」に改め、同表工業に関する学科の項中「学級数の合計数が六学級から二十三学級」を「生徒の収容定員の合計数が九百二十一人」に、「学級数の合計数が八学級」

を「生徒の収容定員の合計数が「二百八十一人」に改め、同項第八号中「全日制の課程又は定期制の課程を置く学校で当該課程に商業又は家庭に関する学科を置くもの」を「商業又は家庭に関する学科を置く全日制の課程又は定期制の課程に、「学級数」を「生徒の収容定員」に改め、同項の表全日制の課程の項中「一学級から五学級」を「四十一人から二百人」に、「六学級から八学級を「二百一人から三百一十人」に、「九学級から十七学級」を「三百二十一人から六百八十人」に、「十八学級から二十九学級」を「六百八十一人から千一百六十人」に、「三十学級」を「千百六十一人」に改め、同表定期制の課程の項中「四学級及び五学級」を「百二十一人から二百人まで」に、「六学級及び七学級」を「二百一人から二百八十人まで」に、「八学級から十一学級」を「二百八十一人から四百四十人」に、「十一学級から二十七学級」を「四百四十一人から千八十八人」に、「二十八学級」を「千八十八人」に改め、同条第一

校の前期課程の生徒の数が八百一人以上のものを除く。の数と高等敎育学校の本校に置かれる生徒の収容定員が百一十一人から八百人までの定期制の課程の数との合計数に一を乗じて得た数

第十条第四号中「三十学級」を「生徒の収容定員が八百一人」に改める。

第十二条第一号中「六学級から二十四学級」を「生徒の収容定員が二百一人から九百六十人に、二十五学級」を「生徒の収容定員が九百六十一人」に改め、同条第二号の表農業に関する学科の項、水産に関する学科の項及び工業に関する学科の項中「学級数の合計数が十八学級」を「生徒の収容定員の合計数が六百八十一人」に改め、同表商業又は家庭に関する学科の項中「学級数の合計数が十五学級」を「生徒の収容定員の合計数が五百六十一人」に改める。

ただし、やむを得ない事情がある場合及び高等部を置く特殊教育諸学校を設置する都道府県又は市町村における生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この限りでない。

第十七条第一号中「三十学級」を「二十七学級」に改め、同条第三号中「以上」を「から十七学級まで」に改め、「得た数」の下に「と特殊教育諸学校の高等部でその学級数が十八学級以上のもの数に」一を乗じて得た数との合計数を加え、同条第五号中「六分の一を乗じて得た数」の下に「（一）未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第二十条において同じ。」を加え、同号の表肢体不自由者である生徒を教育する養護学校の項中「（一）を「（二）に改め、同条第六号中「第十一条第一項第五号」を「第十一条第一項第六号」に改める。

員が「一百一人」に、「学級数から五を減じて得た数に九分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ。）を生徒の収容定員の数から二百を減じて得た数を三百六十で除して得た数」に改め、同条第



平成十三年三月二十一日 衆議院会議録第十五号

項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ。)を除く。以下この条、第四十二条、第四十三条第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条、第五十八条第二項、第五十九条及び第六十一条第二項において同じ。」を加え、「において地方公務員

法」を「において同法」に改める。

第四章第二節中第四十七条の二を第四十七条の三とし、第四十七条の次に次の二条を加え  
る。

(県費負担教職員のうち非常勤講師の報酬等及び身分取扱い)

第四十七条の二 県費負担教職員のうち非常勤の講師の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額並びにその支給方法について

は、都道府県の条例で定める。

職員のうち非常勤の講師の身分取扱いについては、都道府県の定めの適用があるものとする。

第五十八条第一項及び第六十一条第一項中「給与」の下に「非常勤の講師にあつては、報酬及び職務を行うため必要とする費用の弁償の額」

(施行期日) 附 則 を加える。

この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

準に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び同報告書

第十二条第一項の表中「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に關する法律」を「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に關する法律」に改める。

で、その主な内容は次のとおりである。  
1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員  
三教の標準に関する法律の一郎改正

定義の標準に陥るを防ぐの一部而已) 都道府県教育委員会は、学級編制について、児童又は生徒の実態を考慮して特に必

要があると認める場合には、国の定める学級編制の標準を下回る数を一学級の児童又

は生徒の数の基準として定めることができるものとする。」。

(二) 公立の小学校及び中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)について、教頭及び養護教諭等の夏改訂記置基準並びに文部省采収儀

語彙等の複数品種を並立していき、それを用いて員の配置基準を改善するとともに、学級とは異なる学習團体により少人数指導が行わ

れる場合には、教職員の数を加算することができるること。

(三) 公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部について、教頭及び養護教諭等の複数配

置基準を改善するとともに、教育相談担当教員を新たに加算し、あわせて肢体不自由

児童等を教育する養護学校における自立活動担当教員の数を改善すること。

2 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正

(一) 公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)及び特殊教育諸学校の高等部の学級編制について、都道府県教育委員会は、生徒の実態を考慮して特に必要がある

と認める場合には、国が定める学級編制の標準を下回る数により学級編制を行うことができるものとすること。

(二) 公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の教職員定数の算定基礎を学級数から収容定員に改めるとともに、教頭及び養護教諭等の複数配置基準並びに少人数指導等を行う教諭等の数を改善すること。

(三) 公立の特殊教育諸学校の高等部について、教頭及び養護教諭等の複数配置基準を改善し、大規模学校に複数の進路指導又は教育相談担当の教員を配置できるようすることとともに、あわせて肢体不自由生徒を教育する養護学校における自立活動担当の教員の数を改善すること。

(一) 公立学校に再任用短時間勤務職員及び非常勤講師を置く場合には、教職員定数を換算して置くことができる。

(二) 公立の義務教育諸学校に非常勤講師を置く場合には、教員定数を換算して置くことができるとともに、その報酬等については都道府県が負担し、その二分の一を国が負担するものとする。

4 その他所要の改正を行うこと。

5 この法律は、平成十三年四月一日から施行することとし、教職員定数の標準については、平成十七年三月三十一日までの間は、毎年度、政令で定めることとする。

議案の可決理由

二 本件は、公立の小学校、中学校、高等学校及

び中等教育学校並びに特殊教育諸学校の教職員の配置の適正化を図るために、これらの学校の教職員定数の標準を改める等所要の改正を行おうとするものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成十三年度文部科学省所管一般会計に、義務教育費国庫負担金として、約二百一十三億円が計上されている。

右報告する。

平成十三年三月十六日

衆議院議長 総質 民輔殿  
文部科学委員長 高市 早苗

犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

平成十三年二月九日

内閣総理大臣 森 嘉朗

犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案を次のように改定する。

第三十六条の一部を次のように改正する。

犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律

犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案を次のように改める。

犯罪被害者等給付金支給法(昭和五十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一項の見出しを「(目的)」に改め、同条中「重障害を受けた」を「重傷病を負った」に改め、「国が」を削り、「支給することについて規定するものを」を「支給し、及び当該犯罪行為の発生後速やかにこれらの者を援助するための

措置を講ずることにより、犯罪被害等の早期の軽減に資することを目的に改める。

第二条第一項中「又は重障害をいう」を「重傷病又は障害をいい、犯罪行為の時又はその後における心身の被害であつてその後の死亡、重傷病又は障害の原因となり得るものと含む」に改め、同条第三項中「重傷病給付金」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「重障害を障害」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 この法律において「犯罪被害等」とは、犯罪被害及び犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族が受けた心身の被害をいう。

3 この法律において「重傷病」とは、負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であつて、当該負傷又は疾病的療養の期間が一月以上であつたことその他政令で定める要件を満たすものをいう。

第四条を次のように改める。

(犯罪被害者等給付金の種類等)

第四条 犯罪被害者等給付金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対する、一時金として支給する。

一 遺族給付金 犯罪行為により死亡した者の

第一順位遺族(次条第三項及び第四項の規定による第一順位の遺族をいう。)

二 重傷病給付金 犯罪行為により重傷病を負った者

三 障害給付金 犯罪行為により障害が残つた者

第七条中「犯罪被害を原因として」を「遺族給付

金(第九条第二項に規定する被害者負担額に係る部分を除く。)及び障害給付金は、それぞれ死亡及び障害を原因として、「に改め、「犯罪被害者等給付金」を削り、同条に次の二項を加える。

2 重傷病給付金及び遺族給付金(第九条第二項に規定する被害者負担額に係る部分に限る。)は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について、被害者に対し、同項に規定する法律以外の法令(条例を含む。)の規定により療養に関する給付(同項に規定する期間におけるものに限り)が行われるべき場合には、その給付の限度において、支給しない。

第九条中「犯罪被害者等給付金」を「遺族給付金」に改め、「遺族給付金」にあつては、「障害給付金にあつては障害の程度を基準とし」及び「(遺族給付金の支給を受けるべき遺族が二人以上あるときは、その人數で除して得た額)」を削り、同条に次の四項を加える。

2 重傷病給付金の額は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての被害者負担額(当該犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかる日から起算して政令で定める期間を経過するまでの間における療養に要した費用の額として政令で定めるところにより算定した額から、健康保険法(大正十一年法律第七十号)その他の政令で定める法律の規定により当該被害者が受け、又は受けたことができた当該期間における療養に要する給付の額を控除して得た額(当該被害者がこれら法律の規定による療養に要する給付を受けることができない場合その他政令で定める場合にあつては、当該控除して得た額

に相当するものとして政令で定める額)をいう。次項において同じ。)とする。

3 被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けた場合における遺族給付金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、当該療養についての被害者負担額を加えた額とする。

4 遺族給付金の支給を受けるべき遺族が一人以上あるときは、遺族給付金の額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額をその人数で除して得た額とする。

5 障害給付金の額は、第一項に規定する給付基礎額に、障害の程度を基準として政令で定める倍数を乗じて得た額とする。

第十条第二項中「犯罪被害の」を「犯罪行為による死亡」、重傷病又は障害の「に」、「犯罪被害が」を「死」、重傷病又は障害が「に」改める。

第十三条に次の二項を加える。

3 被害者について重傷病給付金又は障害給付金を支給する旨の裁定があつた後に当該被害者が当該犯罪行為により死亡したときは、国は、当該重傷病給付金又は障害給付金の額の限度において、当該被害者の死亡に係る遺族給付金を支給する責めを免れる。

5 仮給付金の支給を受けた被害者又は遺族について、犯罪被害者等給付金を支給し、又は支給しない旨の裁定がある前に当該被害者又は遺族が死したときは、国は、当該仮給付金の額の限度において、当該被害者の死亡に係る遺族給付金と同一の犯罪被害を支給原因とする遺族給付金を支給する責めを免れる。

第二十三条を第二十五条とし、第二十二条を第二十四条とし、第二十一条の次に次の二条を加え

る。

(被害者等に対する援助)

第一十二条 警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長(以下「警察本部長等」という。)は、犯罪被害等の早期の軽減に資するための措置として、被害者又はその遺族(以下「被害者等」という。)に対し、情報の提供、助言及び指導、警察職員の派遣その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

第二 国家公安委員会は、前項の規定に基づき警察本部長等がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針を定めるものとする。

3 警察本部長等は、第一項の規定に基づく措置をとるに当たっては、関係する機関の活動との連携及び調和の確保に努めなければならない。(犯罪被害者等早期援助団体)

第二十三条 公安委員会は、犯罪行為の発生後速やかに被害者等を援助することにより当該犯罪被害等の早期の軽減に資することを目的として設立された當利を目的としない法人であつて、被害等の早期の軽減に資することを目的として設立された當利を目的としない法人であつて、当該都道府県の区域において次項に規定する事業を行なう者(以下「犯罪被害者等早期援助団体」という。)とて指定することができる。

4 警察本部長等は、犯罪被害者等早期援助団体の求めに応じ、犯罪被害者等早期援助団体が第二項第一号又は第四号に規定する事業を適正に行なうために必要な限度において、犯罪被害者等早期援助団体に対し、被害者等の同意を得て、当該被害者等の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することができるとする。

5 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体の財政の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、犯罪被害者等早期援助団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

6 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

7 犯罪被害者等早期援助団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項第二号から第四号までに掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は同項各号に掲げる事業ののを行なうものとする。

一 被害者等に対する援助の必要性に関する広

報活動及び啓発活動を行うこと。

二 犯罪被害等に関する相談に応ずること。

三 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が第十条第一項の規定に基づき行う裁定の申請を補助すること。

四 物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法により被害者等を援助すること。

五 被害者等を援助する者は、前項に規定する事業を行なうに当たっては、第一項の指定を受けないで、公安委員会指定という文字を冠した名称を用いてはならない。

六 被害者等を援助する者は、前項に規定する事業を行なうに当たっては、第一項の指定を受けないで、公安委員会指定といふ文字を冠した名称を用いてはならない。

七 被害者等を援助する者は、前項に規定する事業を行なうに当たっては、第一項の指定を受けないで、公安委員会指定といふ文字を冠した名称を用いてはならない。

八 犯罪被害者等早期援助団体は、第一項に規定する業務の遂行に当たっては、関係する機関及び団体の活動の円滑な遂行に配慮して、これららの活動との調和及び連携を図らなければならない。

九 第二十二条 第二十三条第七項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

十 第二十三条 第二十三条第三項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

十一 第二十六条 第二十三条第七項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

十二 第二十七条 第二十三条第三項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

十三 第二十六条 第二十三条第七項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

十四 第二十七条 第二十三条第三項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

十五 第二十六条 第二十三条第七項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

十六 第二十七条 第二十三条第三項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

十七 第二十六条 第二十三条第七項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

十八 第二十七条 第二十三条第三項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

十九 第二十六条 第二十三条第七項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

二十 第二十七条 第二十三条第三項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

二十一 第二十六条 第二十三条第七項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

二十二 第二十七条 第二十三条第三項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

二十三 第二十六条 第二十三条第七項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

二十四 第二十七条 第二十三条第三項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

二十五 第二十六条 第二十三条第七項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

二十六 第二十七条 第二十三条第三項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

二十七 第二十六条 第二十三条第七項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

二十八 第二十七条 第二十三条第三項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

二十九 第二十六条 第二十三条第七項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

三十 第二十七条 第二十三条第三項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

一 被害者等に対する援助の必要性に関する広

行為による死亡又は重障害(この法律による改正前の犯罪被害者等給付金支給法第二条第二項に規定する重障害をいう。)については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一「犯罪被害者等給付金支給法(昭和十五年法律第三十六号)」の項中「犯罪被害者等給付金支給法」を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に改める。

(警察法の一部改正)

第四条 警察法(昭和二十九年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条の三第一項中「犯罪被害者等給付金支給法」を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に改める。

理由

人の生命又は身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者が受けた心身の被害の早期の軽減に資するため、犯罪被害者等給付金として新たに重傷病給付金を支給するとともに、障害給付金の支給対象となる障害の範囲を拡大するための規定等を整備するほか、警視総監若しくは道府県警警察本部長又は警察署長がこれらの方に対しても援助の措置、当該被害の早期の軽減に資する事業を行う犯罪被害者等早期援助団体の指定等に関する規定を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 題名の改正、目的規定の新設及び用語の定義に関する規定の整備

(一) 題名の改正

題名を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に改めること。

(二) 目的規定の新設

趣旨規定を目的規定とし、人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を

遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者に対する援助の措置を講ずることにより、犯罪被害者等給付金の支給対象の範囲を拡大すること。

(三) 犯罪被害者等給付金に関する規定の整備

犯罪行為により重傷病を負った者に対し重傷病給付金を支給し、その額は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病についての施を図るための指針を定めること。

被害者負担額(当該犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかる日から起算して政令で定める期間を経過するまでの間に

保険診療による医療費の自己負担相当額)とすること。

(四) 用語の定義に関する規定の整備

(1) 「犯罪被害」とは、人の生命又は身体を

犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、人の生命又は身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者が受けた心身の被害の早期の軽減に資するため、犯罪被害者等給付金として新たに重傷病給付金を支給するとともに、障害給付金の支給対象となる障害の範囲を拡大するための規定等を整備するほか、警視総監若しくは道府県警警察本部長又は警察署長がこれらの方に対しても援助の措置、当該被害の早期の軽減に資する事業を行う犯罪被害者等早期援助団体の指定等に関する規定を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

2 題名の改正

題名を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に改めること。

3 用語の定義に関する規定の整備

(1) 「重傷病」とは、負傷又は疾病が治ったとき(その症状が固定したときを含む。)における身体

上の障害で政令で定める程度のものをいうこと。

(2) 「重傷病」を「障害」に改め、「障害」とは、負傷又は疾病が治ったとき(その症

状が固定したときを含む。)における身体

上の障害で政令で定める程度のものをい

うこと。

(3) 「重傷病」とは、負傷又は疾病が治ったとき(その症

状が固定したときを含む。)における身体

上の障害で政令で定める程度のものをい

うこと。

(4) 「重傷病」を「障害」に改め、「障害」とは、負傷又は疾病が治ったとき(その症

状が固定したときを含む。)における身体

上の障害で政令で定める程度のものをい

うこと。

(5) 「犯罪被害者等給付金」とは、遺族給付金、重傷病給付金又は障害給付金をいうこと。

(6) 「犯罪被害者等給付金」とは、遺族給付

金、重傷病給付金又は障害給付金をいうこと。

(7) 「犯罪被害者等給付金」とは、遺族給付

金、重傷病給付金又は障害給付金をいうこと。

(8) 「犯罪被害者等給付金」とは、遺族給付

金、重傷病給付金又は障害給付金をいうこと。

害する罪に当たる故意の行為(以下「犯罪行為」という。)による死亡、重傷病又は障害をいい、犯罪行為の時又はその後の死亡、重傷病又は障害の原因となり得るものとすること。

(四) 他の法令の規定による療養に関する給付と重傷病給付金及び遺族給付金(被害者負担額に係る部分に限る。)の調整について規定すること。

(五) 重傷病給付金又は障害給付金と遺族給付金の調整について規定すること。

(六) 遺族給付金と犯罪被害者等給付金の調整について規定すること。

(七) その他所要の規定を整備すること。

3 警察本部長等の援助の措置に関する規定の整備

(一) 警視総監若しくは道府県警警察本部長又は警察署長(以下「警察本部長等」という。)は、犯罪被害等の早期の軽減に資するための措置として、被害者又はその遺族(以下「被害者等」という。)に対し、情報の提供、助言及び指導、警察職員の派遣その他の必要な援助を行つよう努めなければならないこと。

(二) 国家公安委員会は、警察本部長等がとのべき措置に関する指針を定めること。

(三) 警察本部長等は、関係する機関の活動と連携及び調和の確保に努めなければならないこと。

(四) 被害者負担額(当該犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかる日から起算して政令で定める期間を経過するまでの間に

保険診療による医療費の自己負担相当額)とすること。

(五) 都道府県公安委員会は、當利を目的としない法人であつて、当該都道府県の区域に

において「の事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、犯罪被害者等早期援助団体として指定することができます」と。

(二) 犯罪被害者等早期援助団体は、次に掲げる事業であつて犯罪被害等の早期の軽減に資するものを行うこと。

(1) 被害者等に対する援助の必要性に関する広報活動及び啓発活動を行うこと。

(2) 犯罪被害等に関する相談に応ずること。

(3) 犯罪被害者等給付金の申請を補助すること。

(4) 物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法により被害者等を援助すること。

(5) 被害者等を援助する者は、指定を受けないで、公安委員会指定という文字を冠した名称を用いてはならないこと。

(四) 警察本部長等は、犯罪被害者等早期援助団体の求めに応じ、その事業を適正に行うために必要な限度において、被害者等の同意を得た上で、その氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することができる」と。

(五) 都道府県公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体の財政の状況又はその事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる」と。

(六) 都道府県公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体が(五)の命令に違反したときは、右報告する。

指定を取り消すことができること。

(七) 犯罪被害者等早期援助団体の役員等は、業務に關して知り得た秘密を漏らし、又は事業の目的以外の目的のために利用してはならないこと。

(八) 犯罪被害者等早期援助団体は、関係する機関及び団体の活動の円滑な遂行に配慮して、これらの活動との調和及び連携を図らなければならないこと。

(九) 指定の手続その他犯罪被害者等早期援助団体に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定めること。

5 罰則について所要の規定を設けること。

6 施行期日等

(一) この法律は、平成十三年七月一日から施行する」と。ただし、3から5に関する規定は、平成十四年四月一日から施行すること。

(二) 所要の経過措置を設けること。

(三) 関係法律について所要の改正を行うこと。

この法律は、平成十三年七月一日から施行する」と。ただし、3から5に関する規定は、平成十四年四月一日から施行すること。

一 親族間の犯罪に係る支給制限については、深刻化するDV(ドメスティック・バイオレンス)等の現状及びこれに対する世論の動向を踏まえつつ、今後慎重にその在り方について検討を行うこと。

一 犯罪被害に係る民間援助団体への被害者に関する情報提供に當たっては、プライバシーの保護に十分留意すること。

一 犯罪被害者等に対する施策のさらなる充実のため、関係行政機関、民間援助団体等による総合的支援体制の推進に努めること。

一 犯罪被害者等の福祉の増進を図る観点から、諸外国における例も参考にしつつ、犯罪被害者等に対するさらなる施策の充実について検討を行うこと。

三 本案施行に要する経費

1 本案施行に要する経費として、平成十三年度一般会計予算に約九億一千四百万円が計上されている。

宮内庁法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十三年三月二十一日 衆議院議長 編賀 民輔殿

〔別紙〕 犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に當たっては、次の事項に配慮すべきである。

一 重傷病給付金の創設等を始めとする今回の改正内容を踏まえた犯罪被害給付制度等全般について、国民への周知徹底を図ること。

一 過失による犯罪被害や外国における邦人間の犯罪被害等に係る犯罪被害給付制度の適用については、今後引き続き注視していくこと。

一 親族間の犯罪に係る支給制限については、深刻化するDV(ドメスティック・バイオレンス)等の現状及びこれに対する世論の動向を踏まえつつ、今後慎重にその在り方について検討を行うこと。

一 犯罪被害に係る民間援助団体への被害者に関する情報提供に當たっては、プライバシーの保護に十分留意すること。

一 犯罪被害者等に対する施策のさらなる充実のため、関係行政機関、民間援助団体等による総合的支援体制の推進に努めること。

一 犯罪被害者等の福祉の増進を図る観点から、諸外国における例も参考にしつつ、犯罪被害者等に対するさらなる施策の充実について検討を行うこと。

三 本案施行に要する経費

1 本案施行に要する経費として、平成十三年度一般会計予算に約九億一千四百万円が計上され

2 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、皇太后宮職」を削る。

第五条 削除

第十一條 削除

第十一條を次のように改める。

1 この法律は、平成十三年七月一日から施行する。

2 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第十号中「、皇太后宮大夫」を削る。

3 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十五号中「、皇太后宮大夫」を削る。

4 行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。



官 報 (号 外)

平成十三年三月二十一日 衆議院会議録第十五号

第一回  
明治二十五年三月三十日  
郵便物認可日

発行所
東京都西豊島区虎ノ門二丁目
番号五号
財務省印刷局
電話
03(3587)4294
定価
(本体) 三百〇円